

精華町児童育成計画
精華町第2期子ども・子育て支援事業計画

子どもと家庭、地域はひとつ！
にこにこ子育て、すくすく精華



令和2(2020)年3月
精華町

はじめに

近年、少子高齢化の更なる進行により、子ども・子育てを取り巻く環境は変化し続けています。また、社会の様々な変化に伴い、家庭や地域の環境も以前とは大きく変化しています。

そのような中、国においては、平成27年の子ども・子育て支援新制度の開始後、保育の受け皿の整備や、幼児教育・保育、子育て支援の量的拡充と質の向上等が推進されてきました。令和元年10月には「改正子ども・子育て支援法」が施行され、幼児教育・保育の無償化が始まるなど、更なる子ども・子育て支援の充実が図られています。



本町では、平成27年3月に「精華町児童育成計画 精華町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する取組を進めてまいりました。このたび、前回計画の期間満了及び社会潮流の変化を踏まえて、新たに「精華町児童育成計画 精華町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。本計画では、前回計画の基本理念を継承し、「子どもと子育てを地域社会全体で見守り、支援する」ことを目指して、計画の推進を図ってまいります。本町の更なる子ども・子育て支援の推進に向けて、今後とも皆様のご理解とご協力を賜りたく存じます。

おわりに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました精華町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、調査等にご協力いただき、貴重なご意見等をいただきました関係者及び住民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和2（2020）年3月

精華町長 杉浦正省

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の対象	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	4
1. 統計からみる本町の状況	4
2. 子育て支援に関するアンケート調査結果	12
3. 前回計画の取組状況	22
4. 子ども・子育てを取り巻く課題と今後の方向性	29
第3章 基本的な方向性	30
1. 計画の基本理念	30
2. 計画の目標	30
3. 計画の体系	31
第4章 施策の展開	32
目標1 子どもが健やかにのびのびと育っていただけるまち	32
目標2 安心して子どもを産み育てていただけるまち	37
目標3 地域ぐるみで子ども・子育てを見守り応援するまち	42
第5章 量の見込みと提供体制	47
1. 教育・保育提供区域の設定	47
2. ニーズ量の見込みと確保方策	47
第6章 精華町第2期放課後子ども総合プランに係る行動計画	56
1. 新・放課後子ども総合プランについて	56
2. 本町における実施状況（平成30年度末時点）	56
3. 本町の行動計画（令和5年度末に達成されるべき目標）	57
第7章 計画の推進に向けて	59
1. 計画の進行管理	60
2. 圏域・京都府との連携・協調	60
資料編	61
1. 計画の策定経過	61
2. 精華町子ども・子育て会議条例	62
3. 精華町子ども・子育て会議委員名簿	63

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、わが国においては、急速な少子化等を背景として、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化し続けています。核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増加、子育てに不安を抱える保護者の増加、児童虐待等の子どもの権利を脅かす事件の増加等、子ども・子育てをめぐる課題は複雑化・多様化しており、社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

国では、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下、「新制度」という。）が構築され、平成27年度から取組が進められています。新制度では、「子どもの最善の利益」を実現する社会を目指すことを前提に、従来の制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

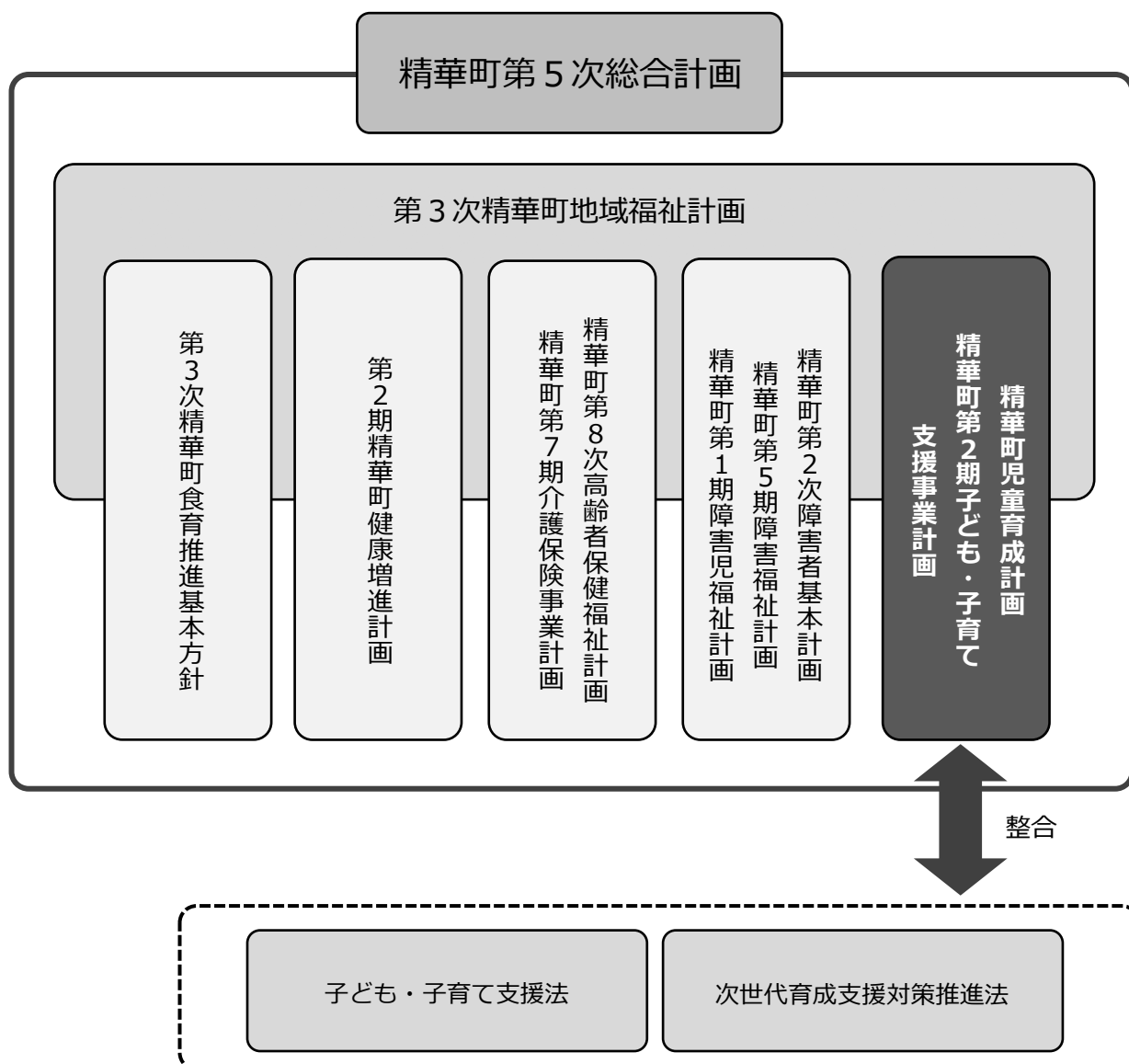
また、令和元年10月には「改正子ども・子育て支援法」が施行され、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことや幼児教育・保育の負担軽減を目的として、幼児教育・保育の無償化が実施されました。

精華町（以下、「本町」という。）においては、平成26年度に「精華町児童育成計画 精華町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「前回計画」という。）を策定し、「子どもと子育てを地域社会全体で見守り、支援する」ことを基本理念として、子ども・子育て支援の充実に取り組んできました。令和元年度をもって前回計画期間が終了したことに伴い、計画の内容を見直し、「精華町児童育成計画 精華町第2期子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2. 計画の位置づけ

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第 1 項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものであり、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画を兼ねるものとします。
- 本計画は、母子保健に係る国の指針「健やか親子 21（第 2 次）」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく自立促進計画、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく市町村子ども・若者計画、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画の内容を含みます。
- 本計画は、町の最上位計画である「精華町第 5 次総合計画」、福祉関連計画の上位計画である「第 3 次精華町地域福祉計画」、その他各関連計画等との整合を図りながら、ノーマライゼーションの理念を踏まえ、社会の一員として子どもの人権が尊重されるべきことを前提として、有効な子ども・子育て支援の施策展開を図ります。

■本計画の位置づけ



3. 計画の期間

○本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、国や府の方針、社会情勢の変化等によって計画を変更する必要性が生じた場合、適宜、見直しを行っていくものとします。

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
精華町 児童育成計画										
精華町 子ども・子育て 支援事業計画	第1期計画(前回計画)					第2期計画(本計画)				

4. 計画の対象

○0～18歳までの子ども（子ども・若者に係る施策の対象は30歳未満の方とし、雇用等の特定の施策分野については40歳未満の方を含む。）

○子どものいる家庭

○子どもとその家庭を取り巻く精華町の地域社会全体

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

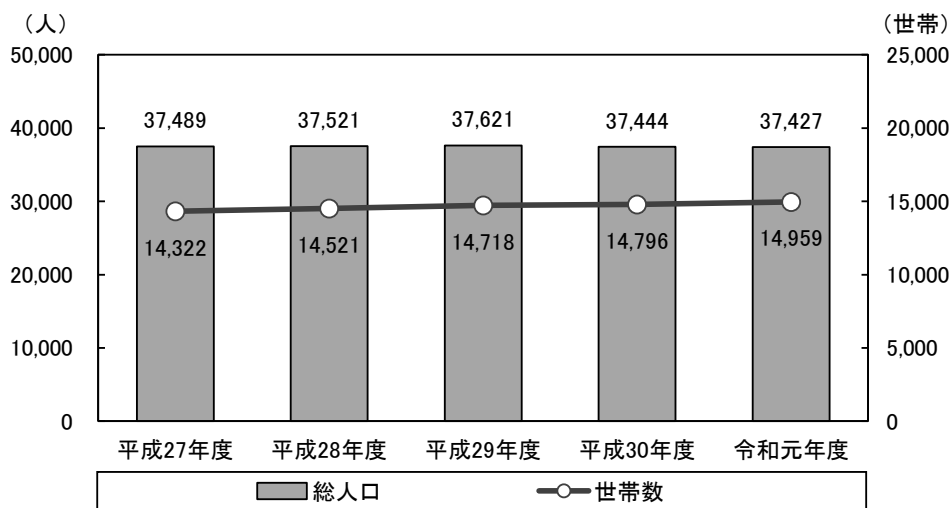
1. 統計からみる本町の状況

(1) 人口・世帯の状況

総人口の推移をみると、平成29年度までは増加しており、平成30年度以降は減少しています。総世帯数をみると、平成27年度以降増加しています。

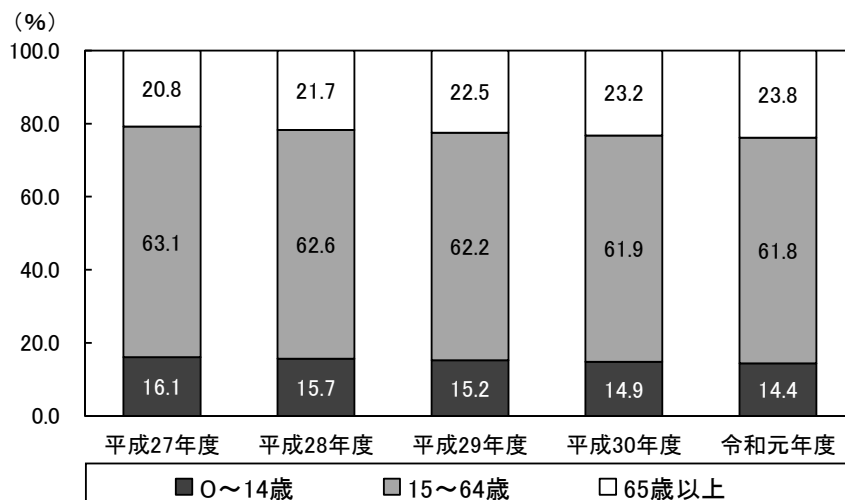
年齢3区分別人口構成比の推移をみると、0～14歳の年少人口割合及び15～64歳の生産年齢人口割合は減少しており、65歳以上の老年人口割合は増加しています。

■総人口・総世帯数の推移



資料:住民基本台帳(各年度4月1日現在)

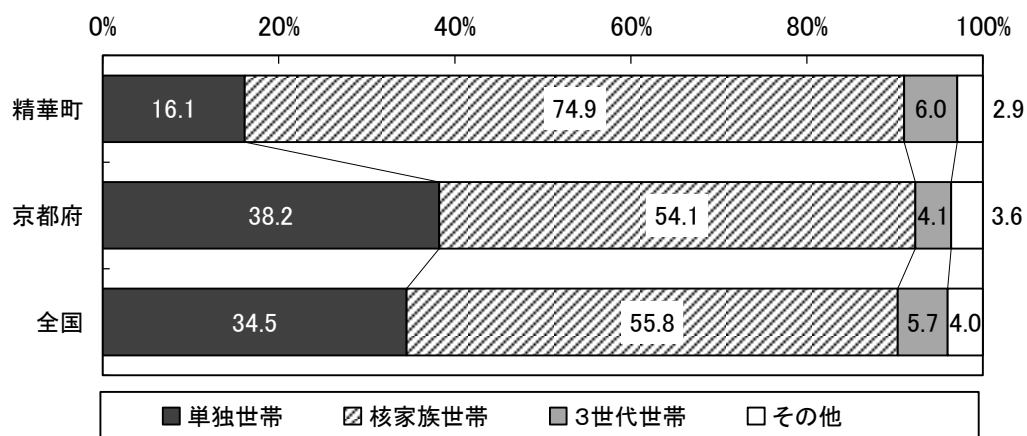
■年齢3区分別人口構成比の推移



資料:住民基本台帳(各年度4月1日現在)

世帯構造をみると、本町は京都府・全国と比較して、核家族世帯の割合が高く、単独世帯の割合が低くなっています。3世代世帯の割合は京都府・全国より高くなっています。

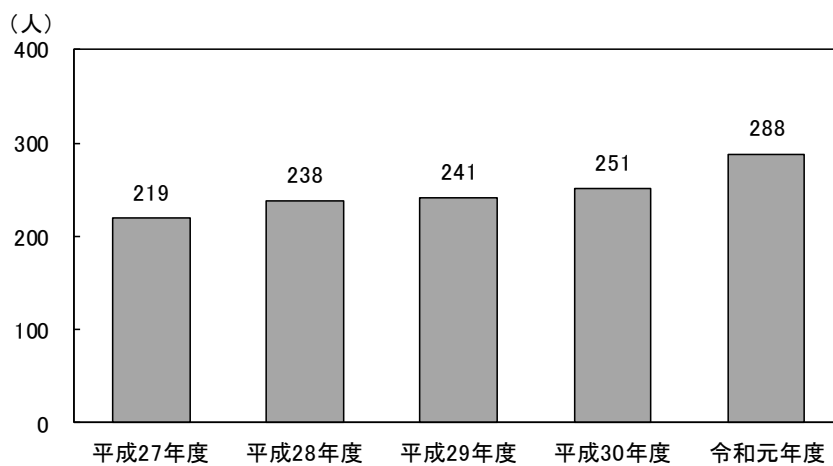
■世帯構造の状況(平成27年)



資料: 国勢調査

外国人住民人口の推移をみると、年々増加しており、平成27年度から令和元年度にかけて、69人増加しています。

■外国人住民人口の推移

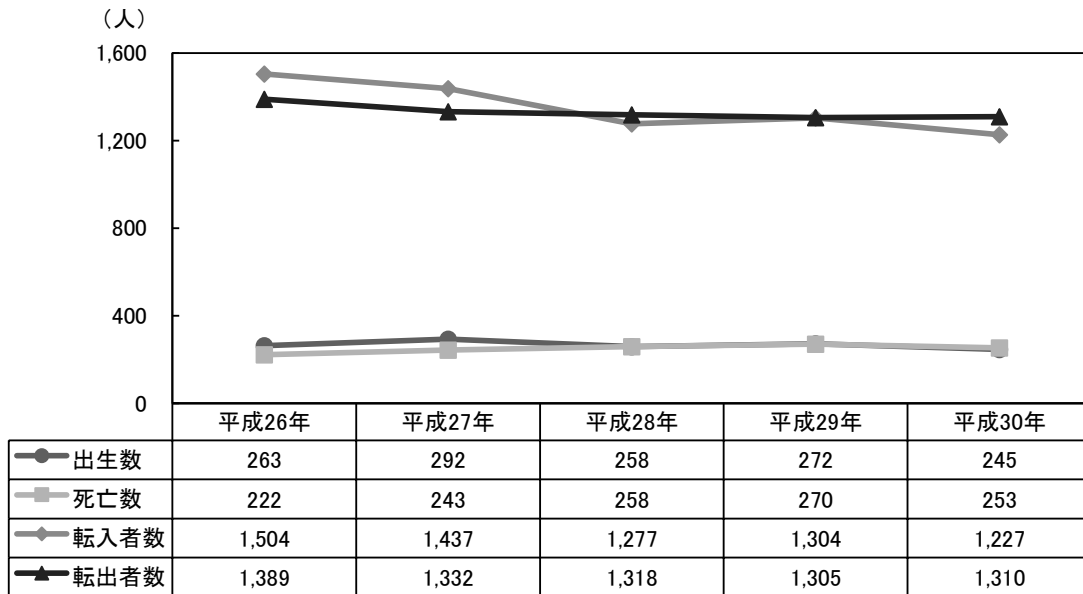


資料: 住民基本台帳(各年度4月1日現在)

(2) 人口動態の状況

自然動態の推移をみると、平成30年に死亡数が出生数を上回る自然減に転じています。社会動態の推移をみると、平成28年に転出者数が転入者数を上回る社会減に転じており、自然動態と社会動態を合わせた人口動態をみると、平成28年・平成30年は人口減となっています。

■人口動態の推移

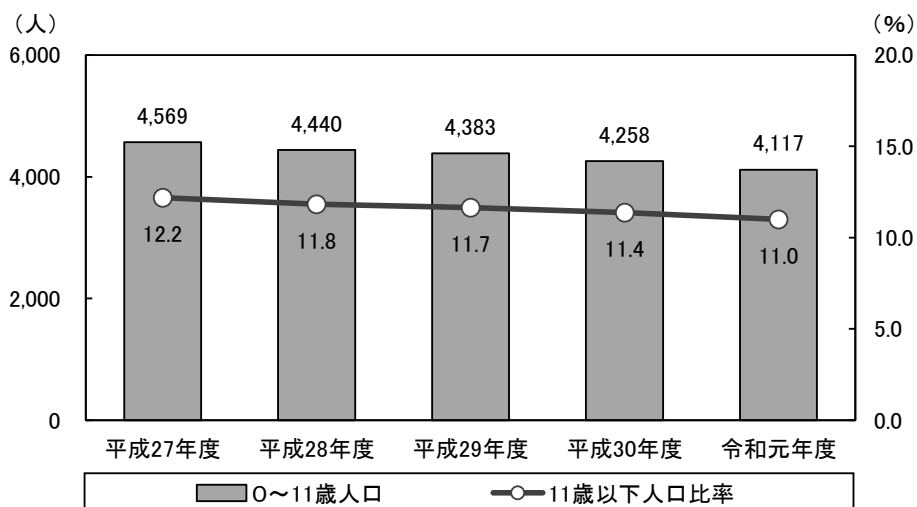


資料:精華町総合窓口課

(3) 子どもの状況

11歳以下の子どもの人口の推移をみると、減少しており、総人口に占める11歳以下人口比率も減少しています。

■子どもの人口の推移

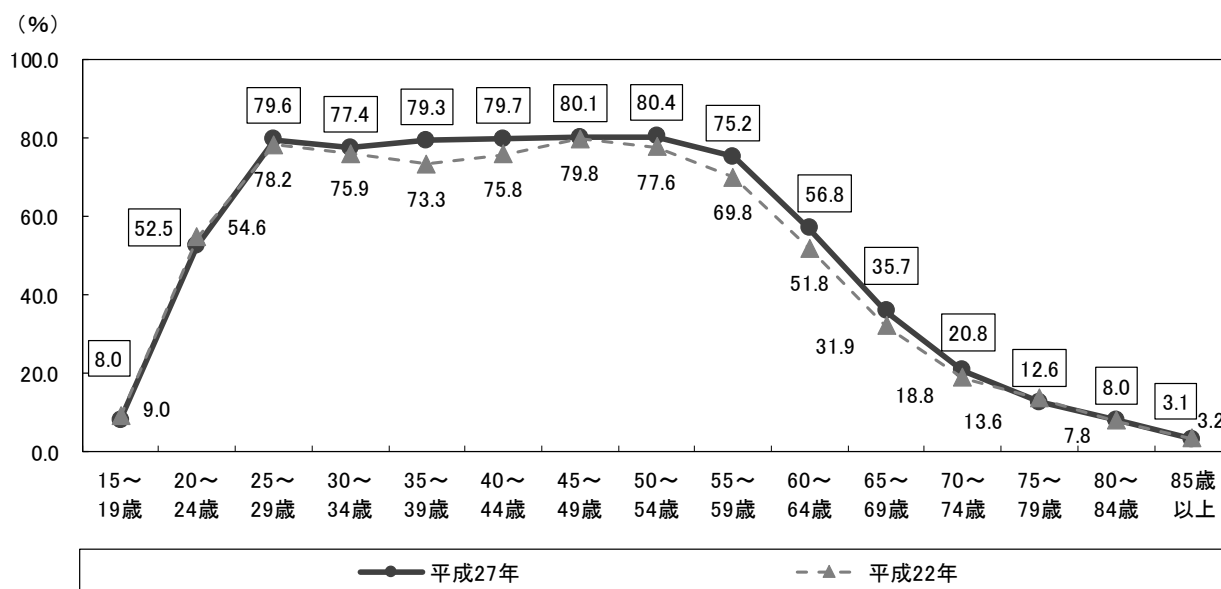


資料:住民基本台帳(各年度4月1日現在)

(4) 就労の状況

平成27年の女性の年齢別就業率をみると、平成22年と比較し、24歳以下及び75～79歳、85歳以上を除くすべての年齢区分で就業率が上回っています。また、平成22年にみられた25～39歳にかけて就業率が低下し、その後上昇するM字カーブの落ち込みは平成27年には改善されています。

■女性の年齢別就業率の推移

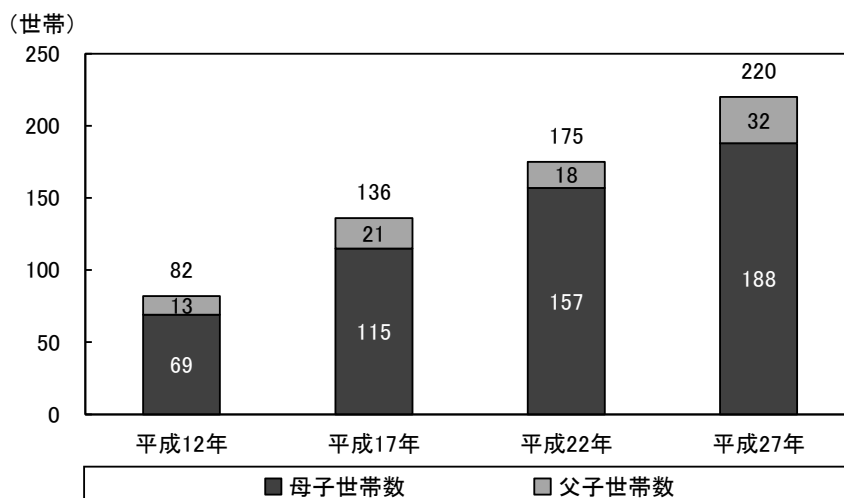


資料：国勢調査

(5) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数の推移をみると、平成12年以降、母子世帯数・父子世帯数ともに増加傾向となっており、平成12年と平成27年のひとり親世帯数を比較すると、総数は約2.7倍となっています。

■ひとり親世帯数の推移



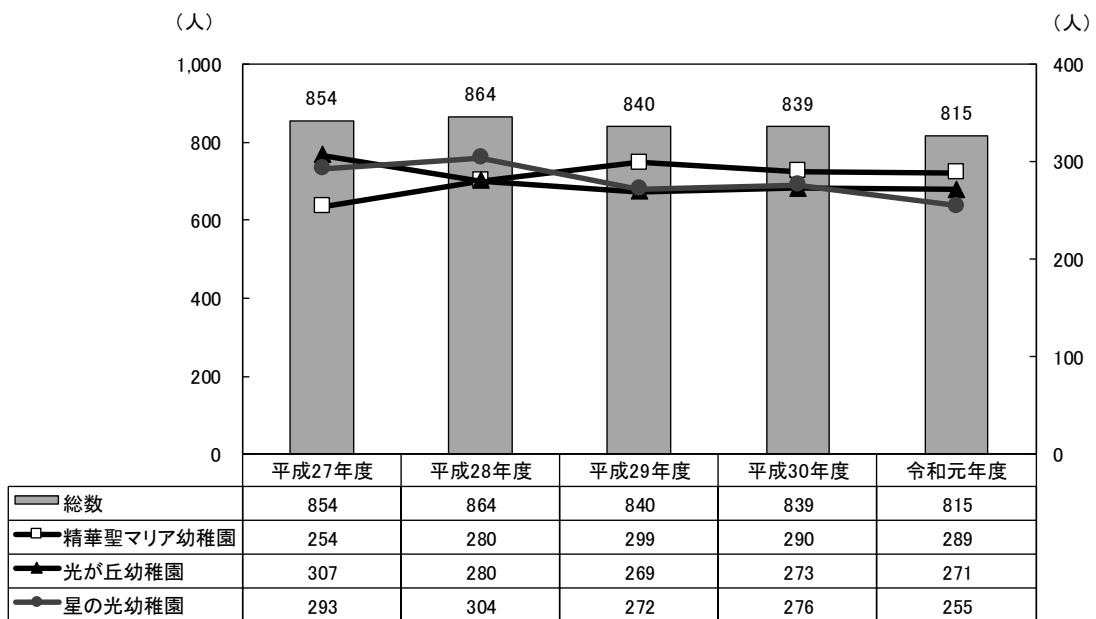
資料：国勢調査

(6) 幼稚園・保育所の状況

① 幼稚園

幼稚園児童数の推移をみると、総数は減少傾向となっています。幼稚園別児童数の推移をみると、精華聖マリア幼稚園では増加傾向、光が丘幼稚園・星の光幼稚園では減少傾向となっています。

■ 幼稚園児童数の推移



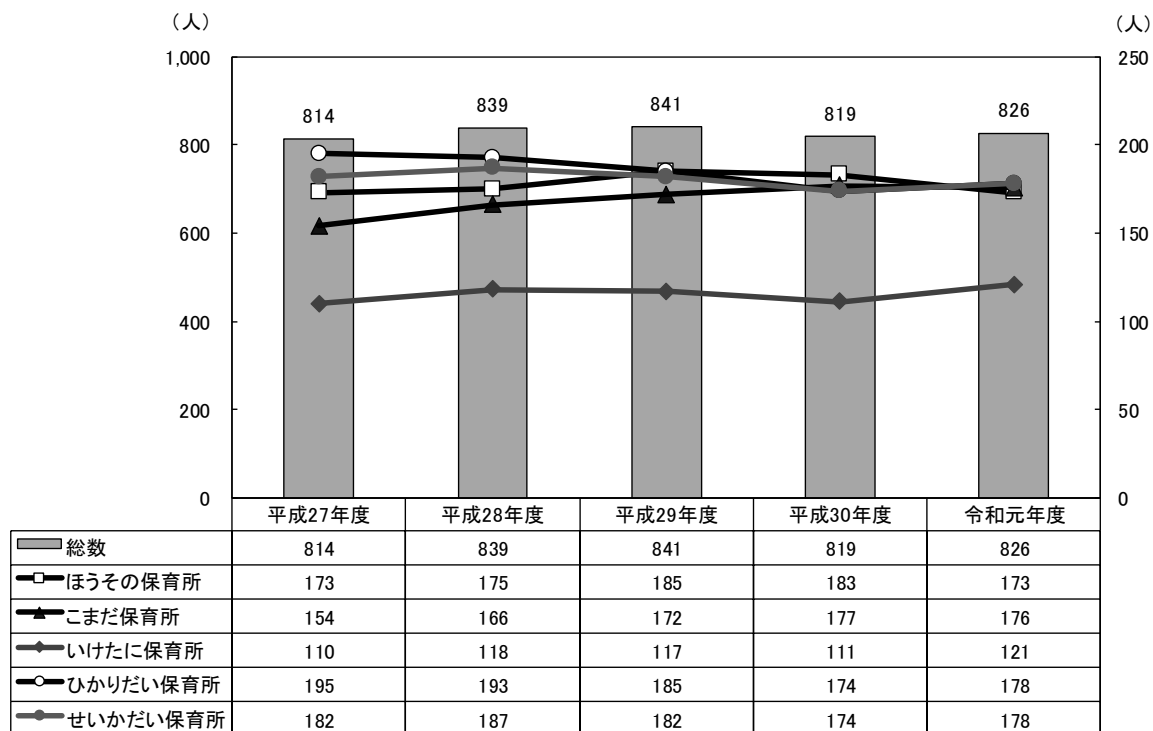
資料: 精華町子育て支援課(各年度5月1日現在)

② 保育所等

保育所児童数の推移をみると、総数は平成 27 年度から平成 29 年度にかけて増加した後、平成 30 年度に減少、令和元年度で再び増加しています。

また、平成 28 年度・平成 29 年度は総数が定員を上回っていましたが、平成 30 年度以降、すもも園の開設等により総数は定員を下回っています。

■保育所児童数の推移



資料:精華町子育て支援課(各年度4月1日現在)

■保育所別児童数の推移※小規模保育施設含む

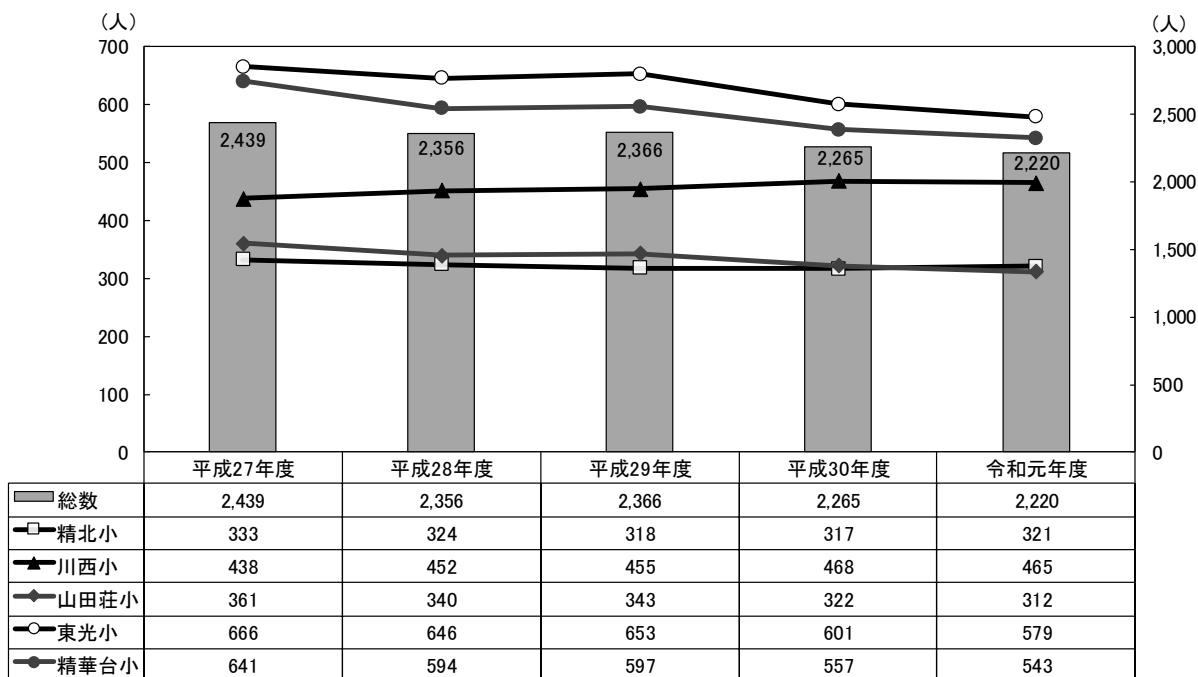
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
ほうその保育所	173	175	185	183	173
こまだ保育所	154	166	172	177	176
いけたに保育所	110	118	117	111	121
ひかりだい保育所	195	193	185	174	178
せいかだい保育所	182	187	182	174	178
チャイルド・ルーム・ヒナ	-	8	10	6	4
すもも園	-	-	-	21	16
総数	814	847	851	846	846
定員	830	839	839	858	858

資料:精華町子育て支援課(各年度4月1日現在)

(7) 小学校・中学校の状況

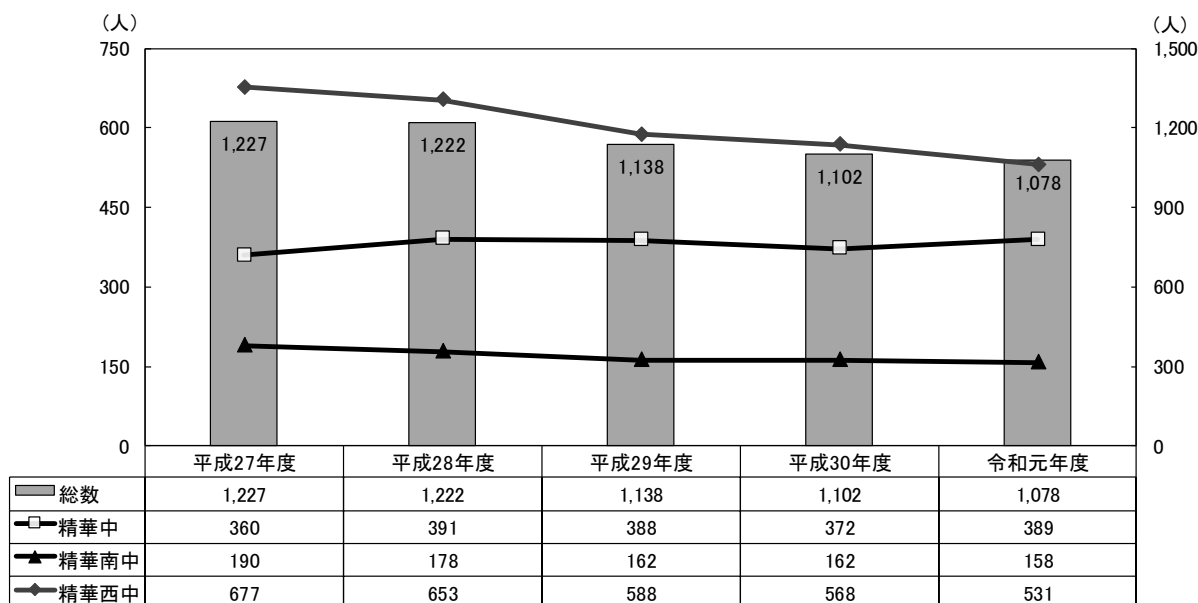
小学校児童数の推移をみると、総数は減少傾向となっており、平成27年度から令和元年度にかけて219人減少しています。中学校児童数の推移をみると、総数は減少しており、平成27年度から令和元年度にかけて149人減少しています。

■小学校児童数の推移



資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

■中学校児童数の推移



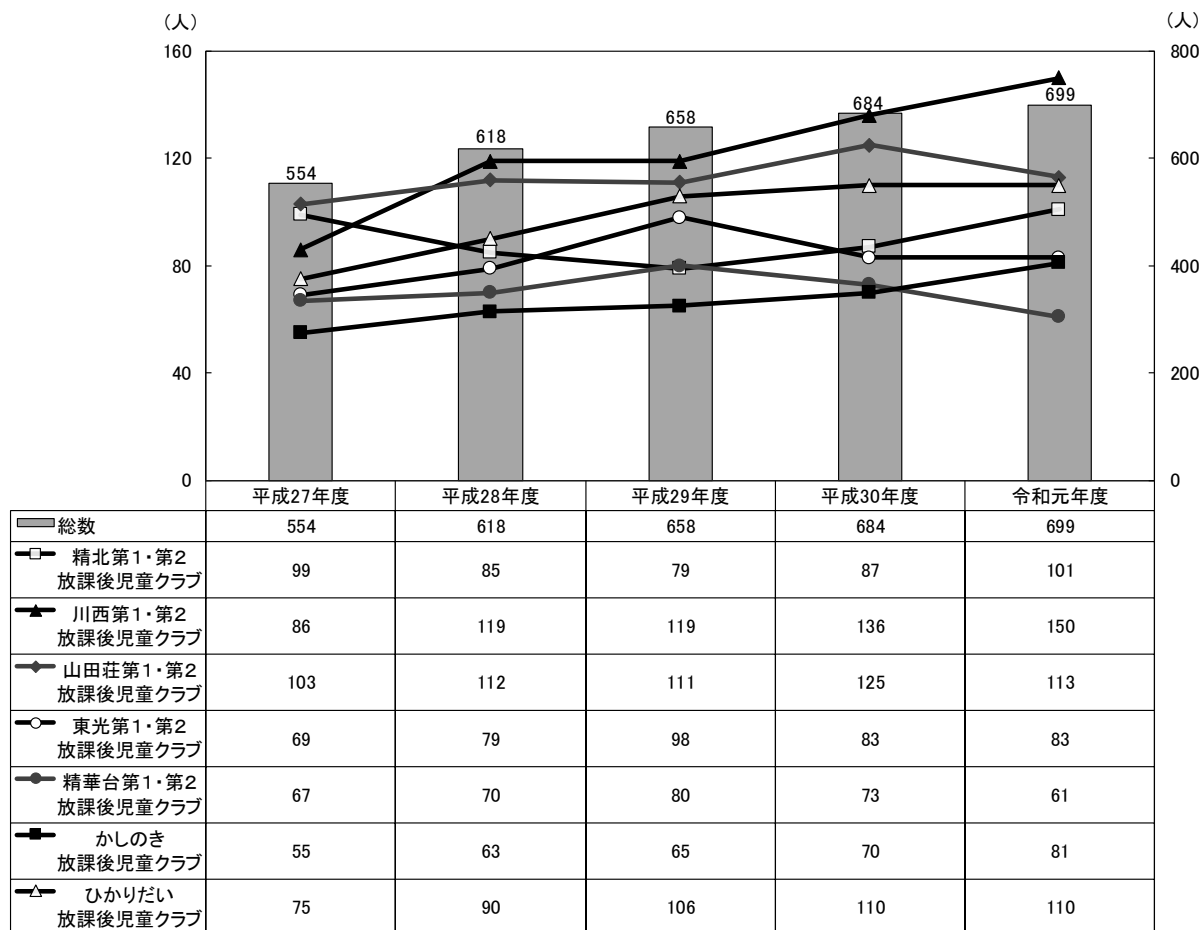
資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

(8) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブ別入所児童数の推移をみると、総数は増加しており、川西・かしのき・ひかりだいで入所児童数が大きく増加しています。

学年別入所児童数の推移をみると、すべての学年で入所児童数が増加傾向となっており、小学4年生において47人と最も増加しています。

■放課後児童クラブ別入所児童数の推移



資料: 精華町子育て支援課(各年度4月1日現在)

■学年別入所児童数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学1年生	152	175	156	165	166
小学2年生	131	151	175	156	155
小学3年生	122	127	142	162	157
小学4年生	83	90	108	110	130
小学5年生	52	48	52	62	67
小学6年生	14	27	25	29	24
低学年(1~3年生)	405	453	473	483	478
高学年(4~6年生)	149	165	185	201	221

資料: 精華町子育て支援課(各年度4月1日現在)

2. 子育て支援に関するアンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

本調査は、「精華町児童育成計画 精華町第2期子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、教育・保育ニーズや精華町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望等を把握することを目的として実施しました。

- 調査対象者：精華町内在住の「就学前児童」「小学生児童」保護者
- 調査期間：平成31（令和元）年2月14日～2月28日
- 調査方法：住民基本台帳をもとに、対象児童のいる世帯を抽出し、郵送配布・郵送回収（「就学前児童」については、保育所でも回収。）

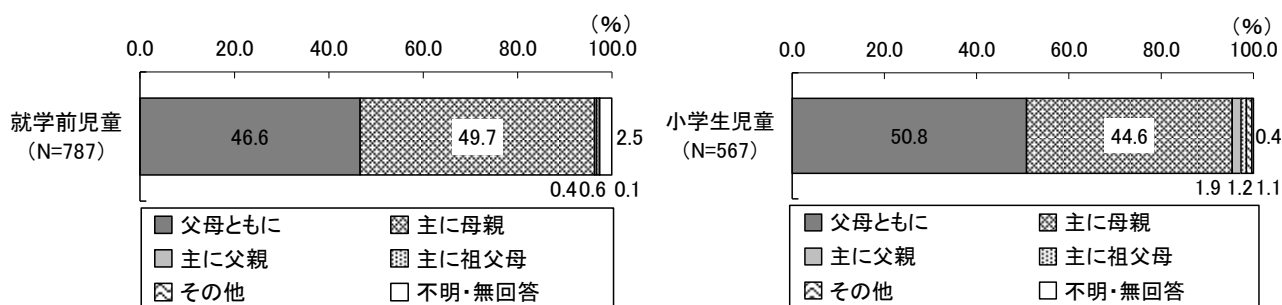
【回収状況】

種類	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,499 件	787 件	52.5%
小学生児童	1,235 件	567 件	45.9%

(2) 調査結果

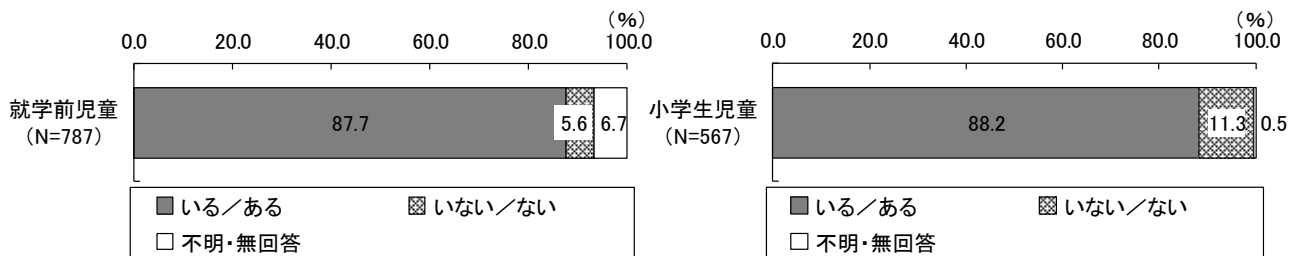
① 子育てを主に行っている方〈就学前・小学生：問9〉

お子さんの子育てを主に行っている方についてみると、就学前児童で「主に母親」が49.7%、小学生児童で「父母ともに」が50.8%と最も高くなっています。



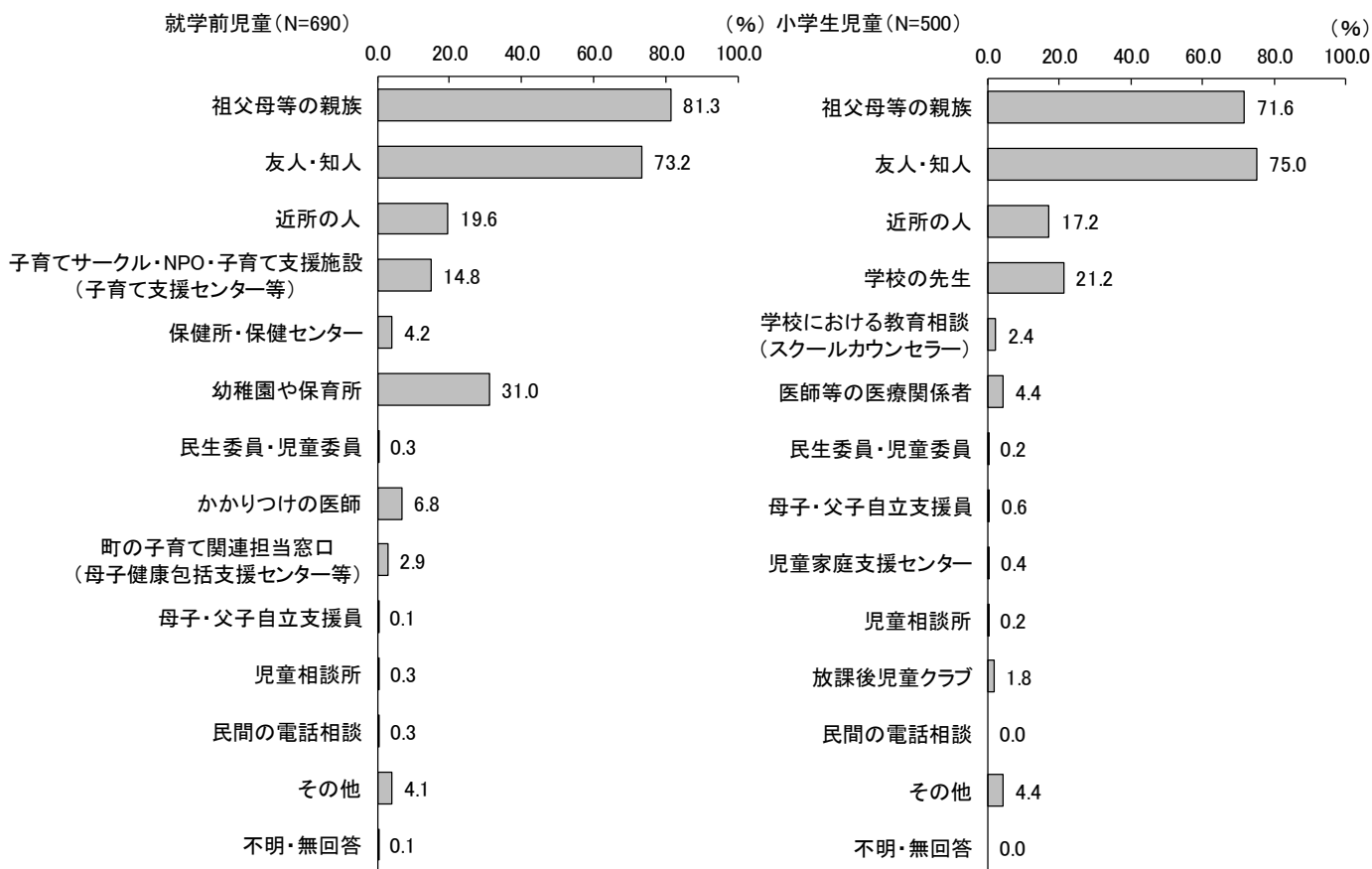
② 子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所の有無〈就学前・小学生：問 13〉

お子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所の有無についてみると、「いる／ある」が就学前児童で 87.7%、小学生児童で 88.2%、「いない／ない」が就学前児童で 5.6%、小学生児童で 11.3%となっています。



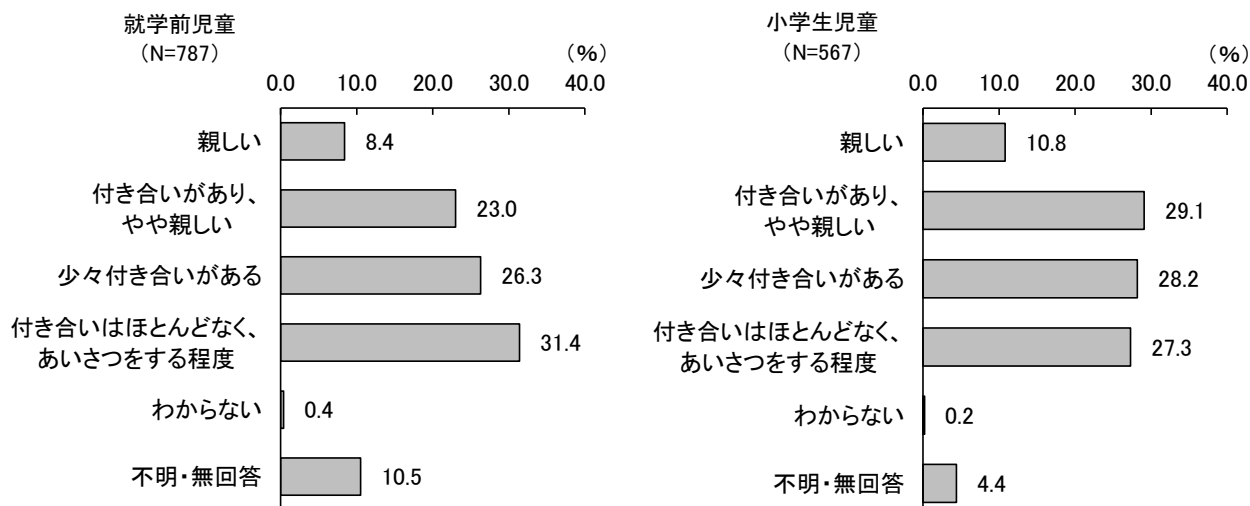
③ 子育てをする上で、子育てに関して、気軽に相談できる先〈就学前・小学生：問 13-1〉

お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先についてみると、就学前児童で「祖父母等の親族」が 81.3%、小学生児童で「友人・知人」が 75.0%と最も高くなっています。



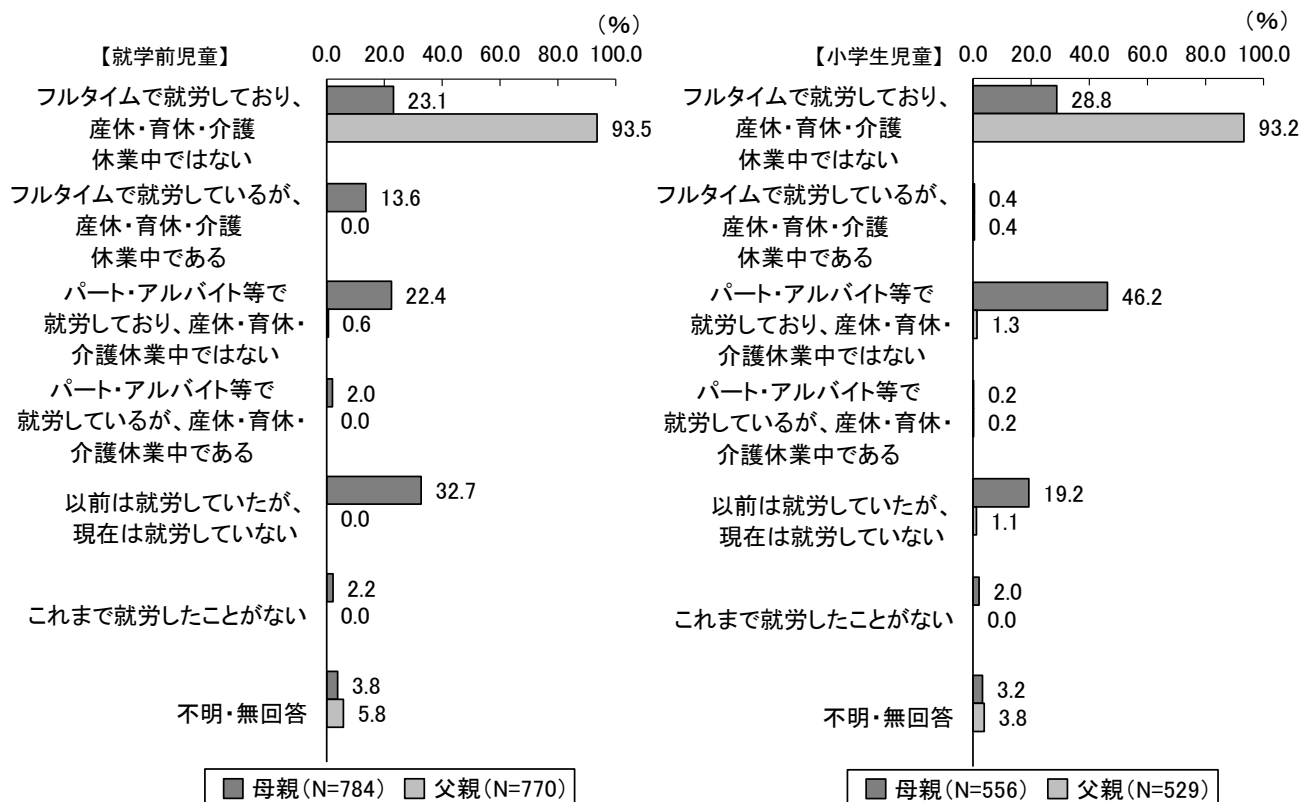
④ ご近所や地域の人々との付き合いの程度〈就学前・小学生：問 14〉

ご近所や地域の人々との付き合いの程度についてみると、就学前児童で「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」が31.4%、小学生児童で「付き合いがあり、やや親しい」が29.1%と最も高くなっています。



⑤ 保護者の就労状況〈就学前：問 20、小学生：問 17〉

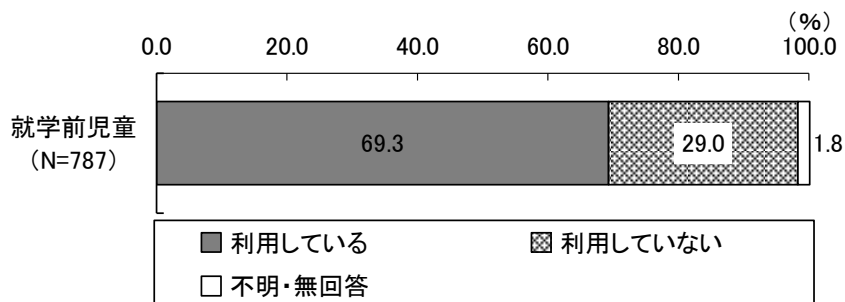
母親の就労状況についてみると、就学前児童で「以前は就労していたが、現在は就労していない」が32.7%、小学生児童で「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が46.2%と最も高くなっています。



※小学生児童では、「その他」の保護者回答が「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」に1件ありました。

⑥ 定期的な教育・保育の利用状況〈就学前：問 21〉

幼稚園や保育所等の定期的な教育・保育の利用状況についてみると、「利用している」が 69.3%、「利用していない」が 29.0%となっています。

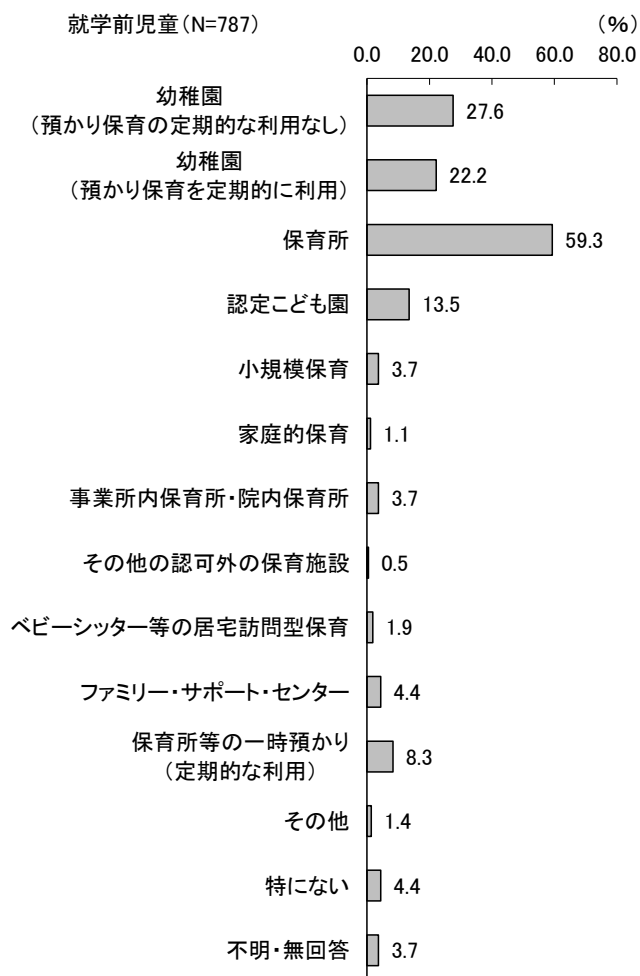
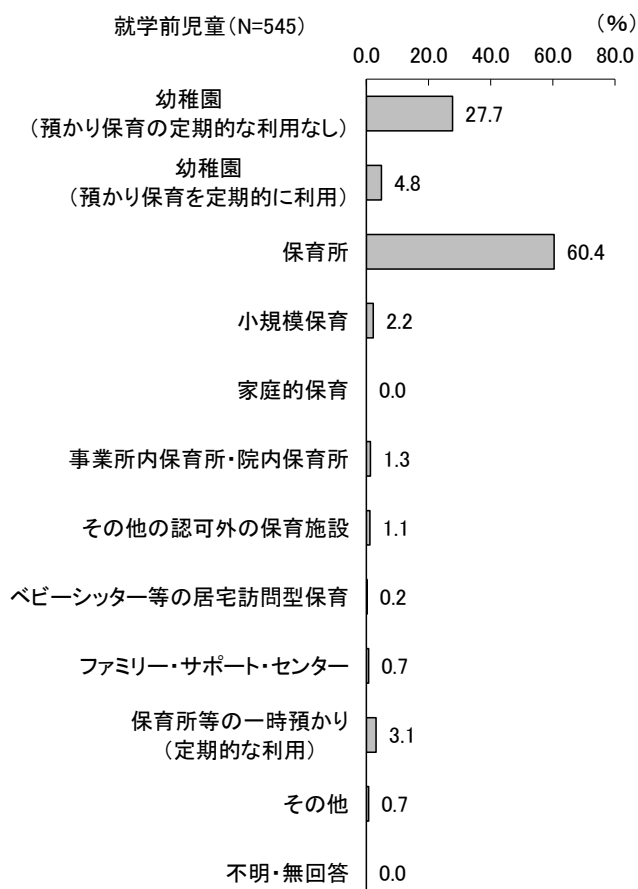


⑦ 定期的にご利用している（したい）教育・保育〈就学前：問 21-1、問 22〉

お子さんが、平日に定期的にご利用している（したい）教育・保育についてみると、「保育所」が最も高くなっています。

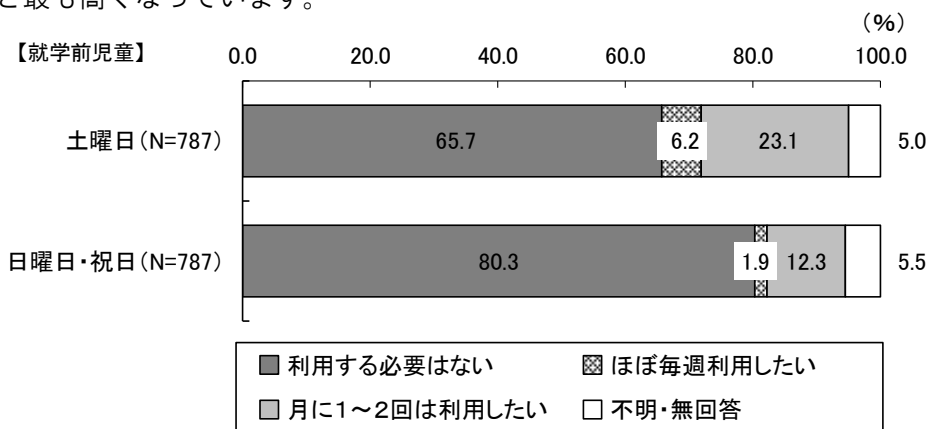
■ 定期的にご利用している教育・保育

■ 定期的にご利用したい教育・保育



⑧ 土曜日や日曜日・祝日の定期的な教育・保育の利用希望〈就学前：問 23〉

土曜日の定期的な教育・保育の利用希望についてみると、「利用する必要はない」が 65.7%と最も高くなっています。日曜日・祝日の定期的な教育・保育の利用希望については、「利用する必要はない」が 80.3%と最も高くなっています。

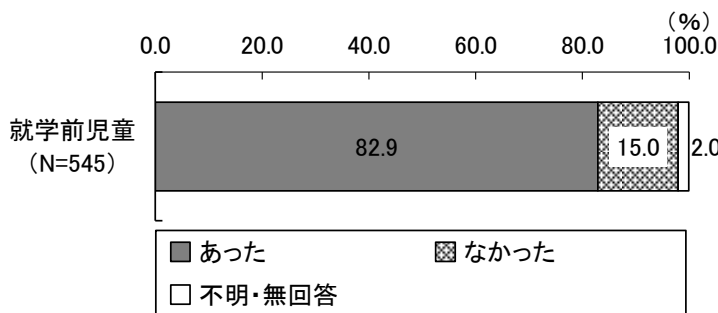


⑨ 病気やけがで普段利用している教育・保育が利用できなかった経験の有無・対処方法〈就学前：問 25、問 25-1〉

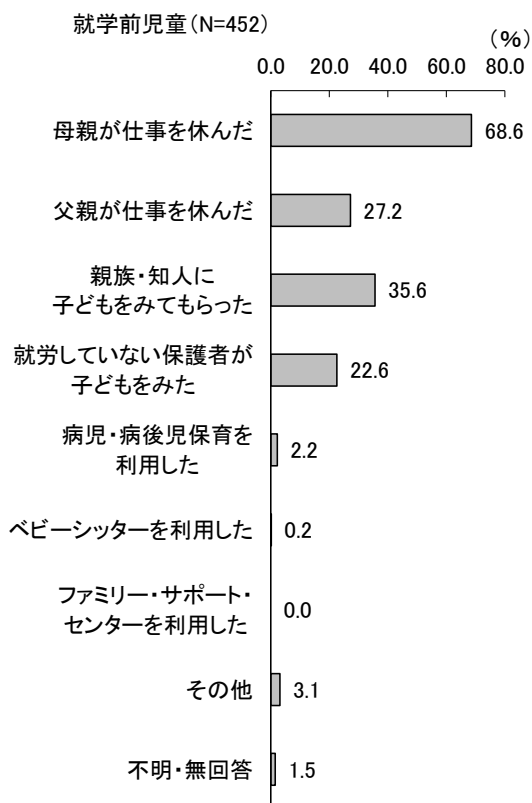
この1年間で、病気やけがで通常の事業が利用できなかった経験の有無についてみると、「あった」が 82.9%、「なかった」が 15.0%となっています。

病気やけがで通常の事業が利用できなかった際の対処についてみると、「母親が仕事を休んだ」が 68.6%と最も高くなっています。

■ 経験の有無

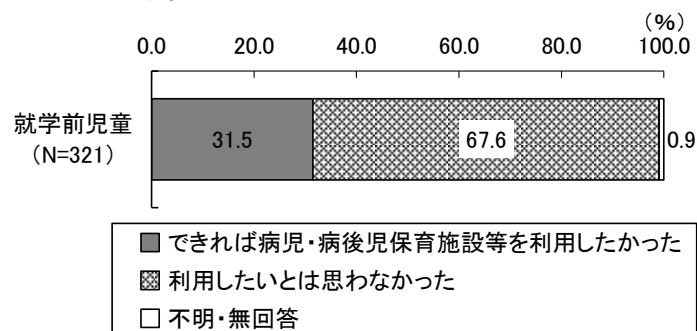


■ 対処方法



⑩ 病児・病後児のための保育施設等の利用意向〈就学前：問 25-2〉

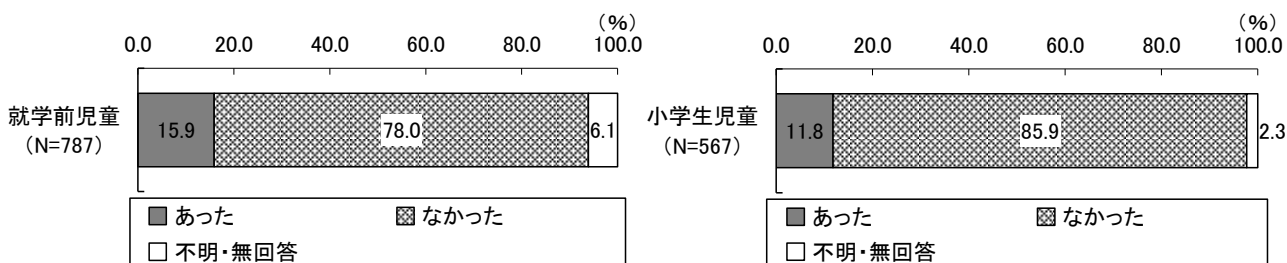
母親又は父親が仕事を休んで子どもをみた際の病児・病後児のための保育施設等の利用意向についてみると、「利用したいとは思わなかった」が67.6%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したかった」が31.5%となっています。



⑪ 保護者の用事により、お子さんを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならなかった経験の有無・対処方法〈就学前：問 28、小学生：問 19〉

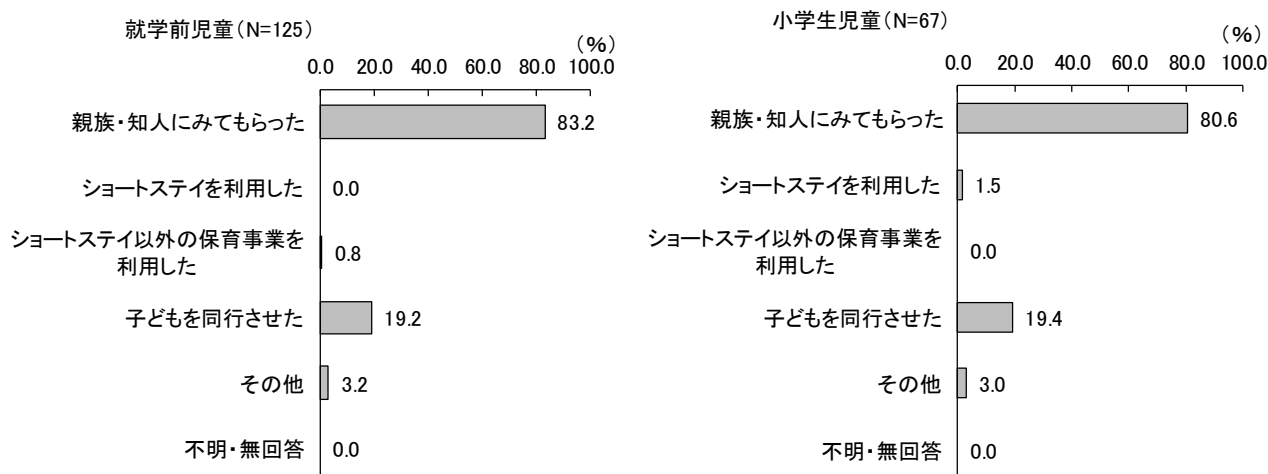
■ 経験の有無

お子さんを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならなかった経験の有無についてみると、「なかった」が就学前児童、小学生児童ともに、それぞれ78.0%、85.9%、「あった」がそれぞれ15.9%、11.8%となっています。



■ 対処方法

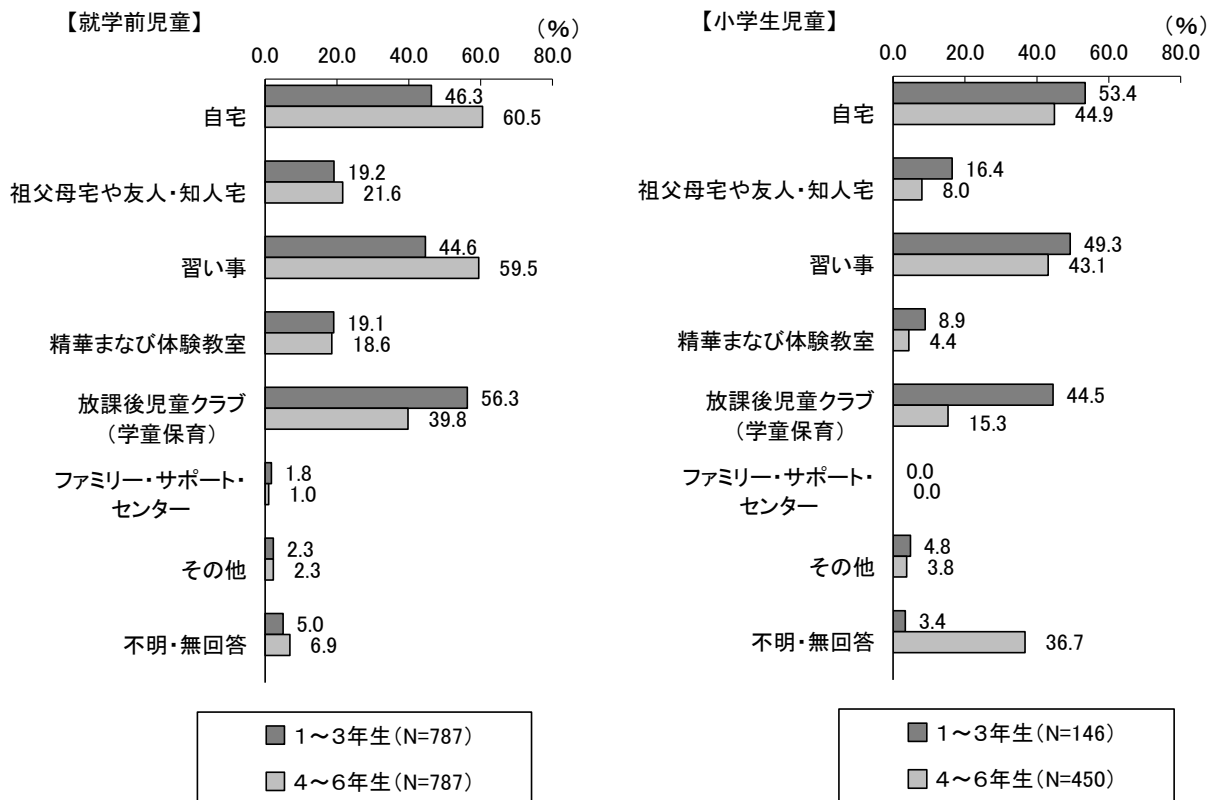
対処方法についてみると、「親族・知人にみてもらった」が就学前児童、小学生児童ともに、それぞれ83.2%、80.6%と最も高くなっています。



⑫ 希望する放課後の過ごし方〈就学前：問 32、小学生：問 21〉

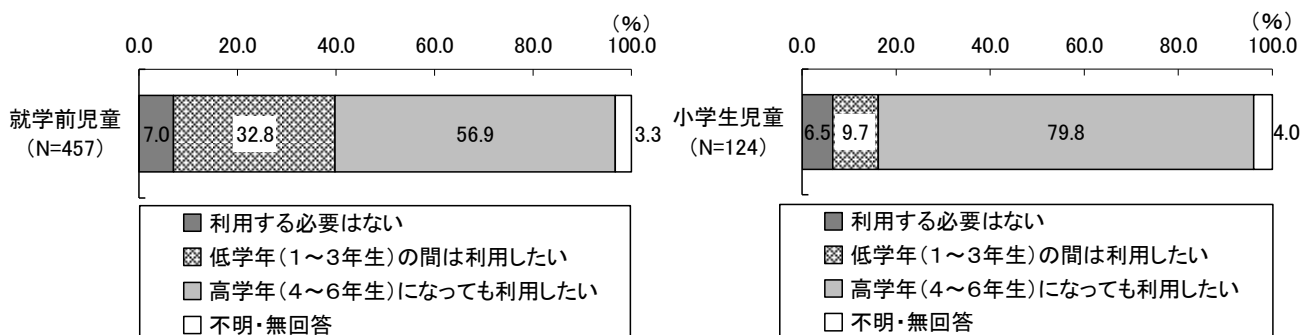
低学年（1～3年生）での希望する放課後の過ごし方についてみると、就学前児童で「放課後児童クラブ（学童保育）」が56.3%、小学生児童で「自宅」が53.4%と最も高くなっています。

高学年（4～6年生）での希望する放課後の過ごし方についてみると、「自宅」が就学前児童、小学生児童ともに、それぞれ60.5%、44.9%と最も高くなっています。



⑬ 長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望〈就学前：問 32-1、小学生：問 21-2〉

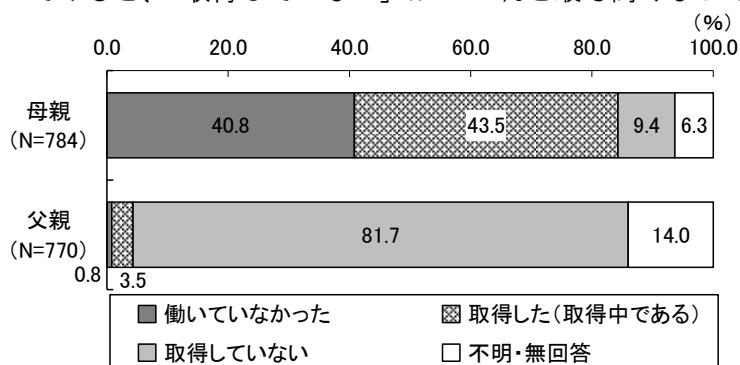
長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望についてみると、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が就学前児童、小学生児童ともに、それぞれ56.9%、79.8%と最も高くなっています。



⑭ お子さんが生まれた時の育児休業の取得状況・理由〈就学前：問 33〉

■取得状況

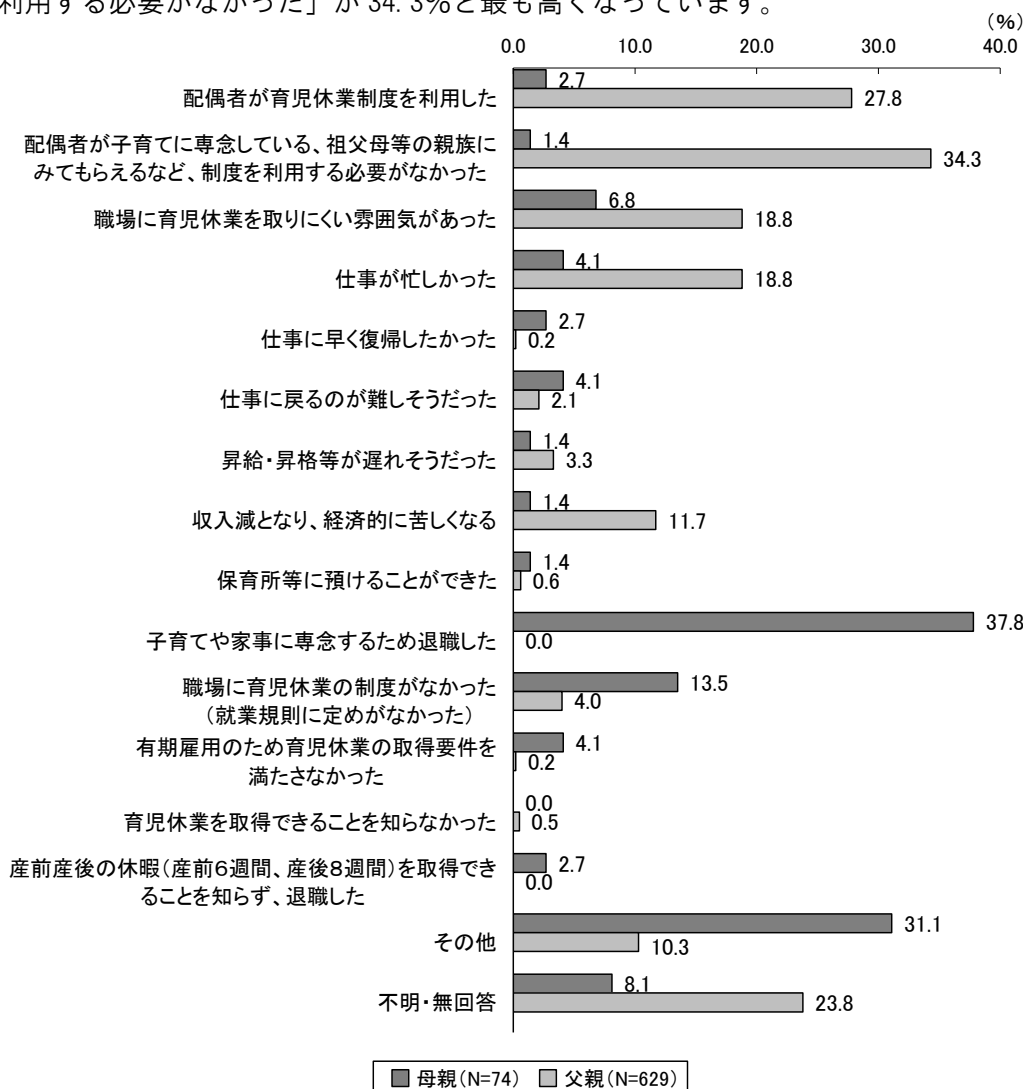
母親の育児休業の取得状況についてみると、「取得した（取得中である）」が43.5%と最も高くなっています。父親についてみると、「取得していない」が81.7%と最も高くなっています。



■育児休業を取得していない理由

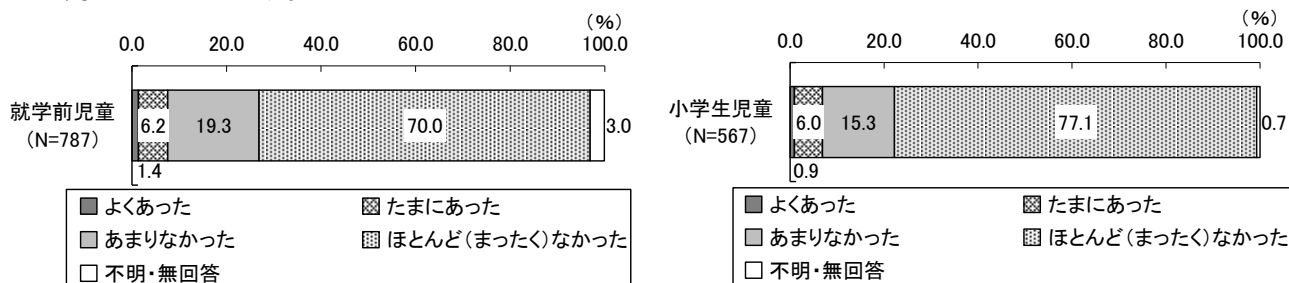
母親の育児休業を取得していない理由についてみると、「子育てや家事に専念するため退職した」が37.8%と最も高くなっています。

父親についてみると、「配偶者が子育てに専念している、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が34.3%と最も高くなっています。



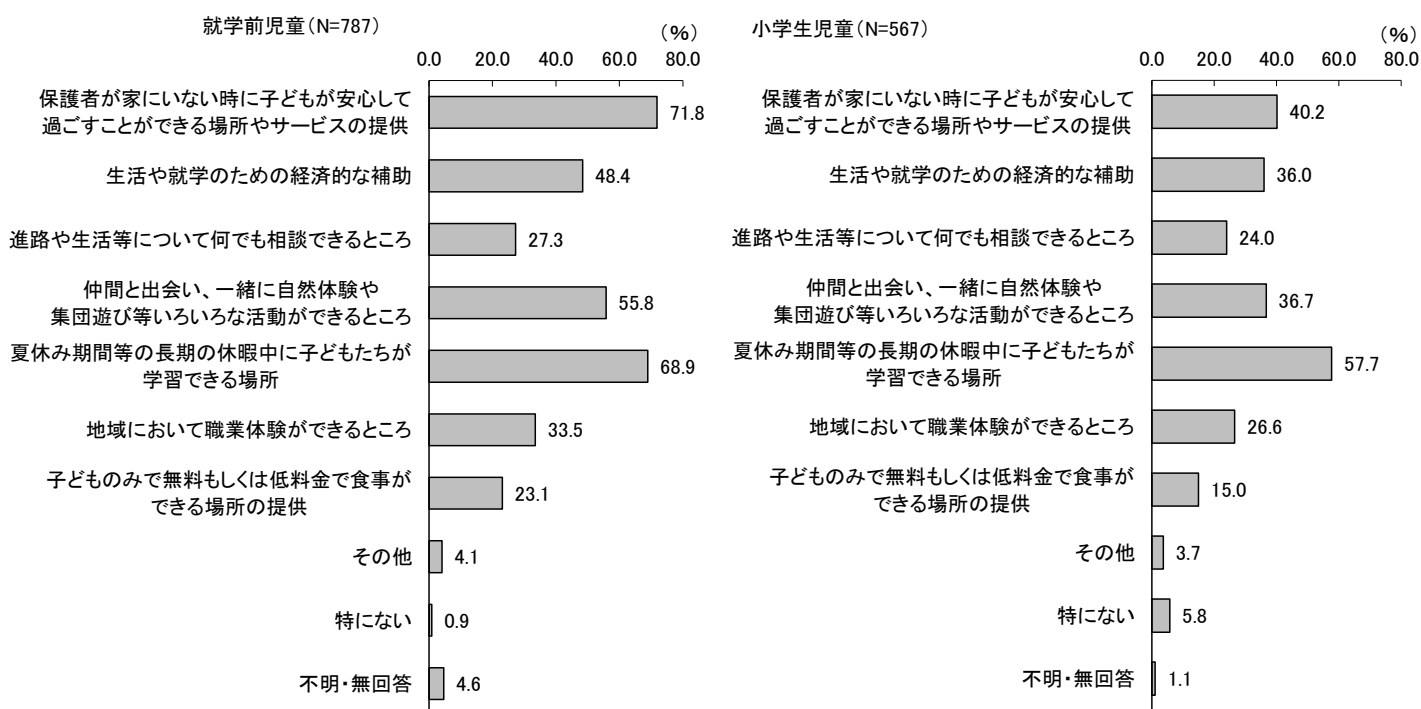
⑮ 過去1年間に、経済的な理由で、お子さんに必要なものが買えなくて困った経験
 〈就学前：問37、小学生：問22〉

過去1年間に、経済的な理由で、お子さんに必要なものが買えなくて困った経験についてみると、「ほとんど（まったく）なかった」が就学前児童、小学生児童ともに、それぞれ70.0%、77.1%と最も高くなっています。



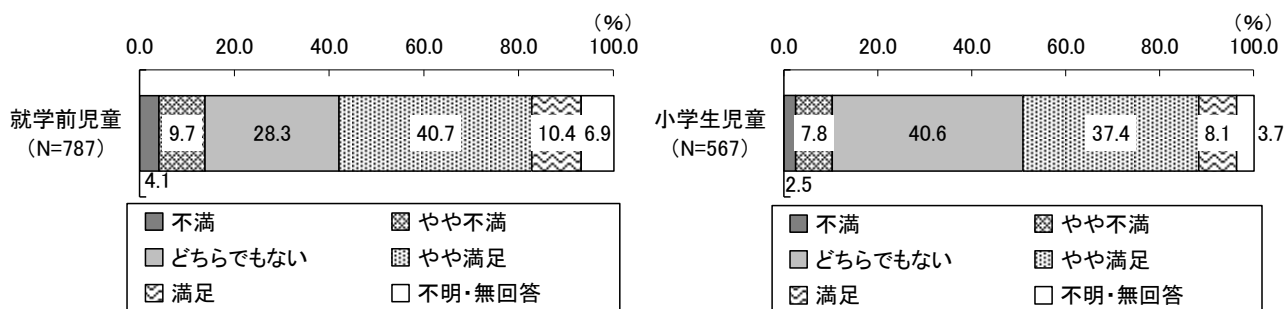
⑯ お子さんにとって、現在又は将来的に望む支援〈就学前：問40、小学生：問25〉

お子さんにとって、現在又は将来的に望む支援についてみると、就学前児童で「保護者が家にいない時に子どもが安心して過ごすことができる場所やサービスの提供」が71.8%、小学生児童で「夏休み期間等の長期の休暇中に子どもたちが学習できる場所」が57.7%と最も高くなっています。



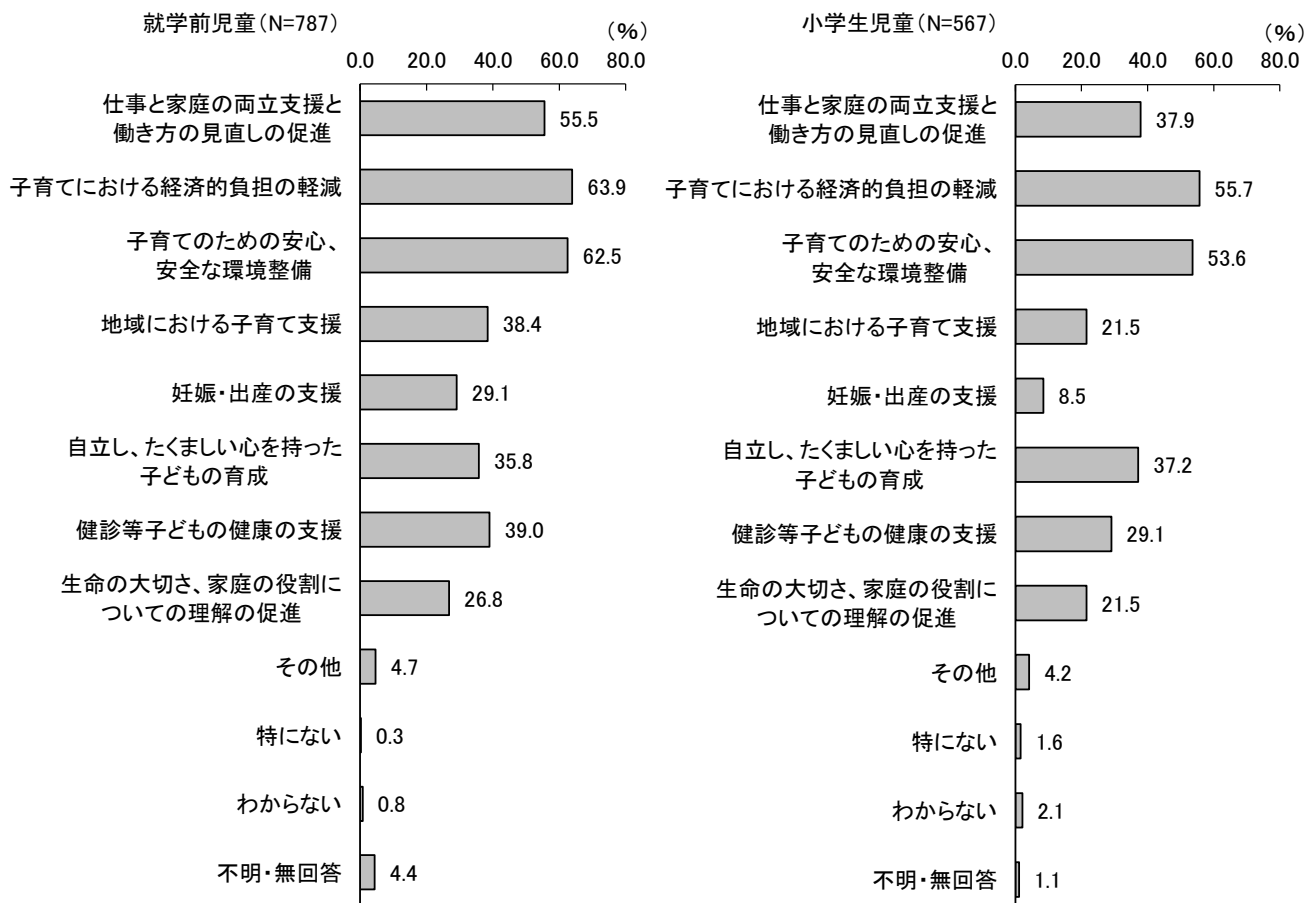
⑰ お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度〈就学前：問 41、小学生：問 26〉

お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度についてみると、就学前児童で「やや満足」が 40.7%、小学生児童で「どちらでもない」が 40.6%と最も高くなっています。



⑱ 望ましい子育て支援施策〈就学前：問 42、小学生：問 27〉

望ましい子育て支援施策についてみると、「子育てにおける経済的負担の軽減」が就学前児童、小学生児童ともに、それぞれ 63.9%、55.7%と最も高くなっています。



3. 前回計画の取組状況

(1) 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の進捗状況

① 幼児期の学校教育・保育

■1号認定

(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	ニーズ量	535	536	503	502	491
	確保量	535	536	503	502	491
実績値		522	497	479	469	449

■2号認定

(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	ニーズ量	522	521	491	490	478
	確保量	515	515	491	490	478
実績値		540	536	527	525	540

■3号認定(0歳)

(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	ニーズ量	53	56	54	53	53
	確保量	53	56	54	53	53
実績値		27	34	34	35	35

■3号認定(1～2歳)

(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	ニーズ量	262	259	250	246	242
	確保量	250	250	250	246	242
実績値		250	277	291	287	273

② 地域子ども・子育て支援事業

■利用者支援に関する事業

(か所)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	ニーズ量	1	1	1	1	1
	確保量	1	1	1	1	1
実績値		1	1	1	2	2

■延長保育事業

(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	ニーズ量	406	404	384	381	374
	確保量	406	404	384	381	374
実績値		341	459	389	404	-

■放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	ニーズ量	501	495	499	484	480
	確保量	501	495	499	484	480
実績値		515	596	622	627	-

■子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

(人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	ニーズ量	83	83	83	83	83
	確保量	83	83	83	83	83
実績値		60	126	83	60	-

■乳児家庭全戸訪問事業

(人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	ニーズ量	280	277	270	265	264
	確保量	280	277	270	265	264
実績値		296	261	253	231	-

■養育支援訪問事業等

(家庭)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	ニーズ量	22	22	22	22	22
	確保量	22	22	22	22	22
実績値		14	13	17	19	-

■地域子育て支援拠点事業

(人回)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	ニーズ量	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
	確保量	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
実績値		13,480	14,033	12,727	11,781	-

■一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)

(人日)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	ニーズ量	9,022	9,039	8,481	8,464	8,278
	確保量	9,022	9,039	8,481	8,464	8,278
実績値		6,195	7,654	7,702	9,415	-

■一時預かり事業(その他)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

(人日)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	ニーズ量	8,780	8,726	8,327	8,244	8,105
	確保量	7,800	8,726	8,327	8,244	8,105
実績値		2,790	2,790	2,820	2,882	-

■病児・病後児保育事業

(人日)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	ニーズ量	780	777	739	733	720
	確保量	780	777	739	733	720
実績値		36	46	39	47	-

■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

(人日)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	ニーズ量	956	949	928	916	904
	確保量	0	949	928	916	904
実績値		0	76	272	370	-

■妊婦に対して健康診査を実施する事業

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	ニーズ量(人)	422	417	407	399	398
	ニーズ量(人回)	3,122	3,085	3,011	2,952	2,945
	確保量(人)	422	417	407	399	398
	確保量(人回)	3,122	3,085	3,011	2,952	2,945
実績値	実績値(人)	341	388	430	378	-
	実績値(人回)	3,094	2,923	3,223	2,846	-

(2) 本町の事業取組状況

目標1：子どもがたくましく伸びやかに育っていけるまち

《取組状況》

- 町内の小学6年生を対象とした子ども議会の開催による、子どもの声を聞くまちづくりの推進や、「精華町クリーンパートナー制度」の推進、遊具点検の実施等を通じて子どもに優しい施設環境の整備を行った。
- 次世代の親となる中学生を対象とした子育て活動や助産師による性教育に関する講演の実施、一人ひとりを大切にした教育の推進等、生命の大切さや尊さを実感できる機会の充実を図った。
- 保育所・幼稚園での食育劇の実施や乳幼児健診等を通じた「食」に関する相談・指導の実施、町内小学校における自校方式による完全給食や地場産物を利用した給食の実施等を行い、食育の充実を図った。
- 文化・芸術・科学等にふれる機会として、芸術鑑賞会の費用補助や専門家による音楽指導、学研企業による出前講座等を行った。
- 体育・スポーツ活動の充実のため、楽しい運動体験や新体力テスト結果の有効活用により、子どもの体力・運動能力の向上を図るとともに、大会等の参加費用助成を行った。
- 子どもの読書活動の充実のため、赤ちゃんタイムの実施、新規おすすめ本パンフレットの発行、読書手帳の発行等の新規事業を実施した。
- 障害のある子どもに対し、学習支援員や介助員を配置し、一人ひとりの教育ニーズに応じた指導の充実を図るとともに、通常学級の児童・生徒との交流促進や「障害児者ふれあいのつどい」の開催等を通じた交流活動の実施等、多様な交流活動を行った。
- 地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるために地域と学校が連携・協働して「地域学校協働活動」を実施した。
- 困難を有する子どもやその家族への支援として、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーを配置・派遣し、いじめや不登校の未然防止と課題解決を図った。

目標 2 : 安心して子どもを生み育てていけるまち

《取組状況》

- 妊娠期から切れ目のない支援体制の充実のため、平成 30 年度に「母子健康包括支援センター」を設置した。
- 発達について支援や配慮を必要とする子どもに対し、望ましい働きかけや環境整備を行うとともに、保護者への相談支援を行う発達支援ルーム「こねっく」をNPO法人に継続委託し、実施した。また、発達障害を含む障害のある子どもの特別支援教育の推進のため、相楽地方通級指導教室を川西小学校内のほか、新たに精華台小学校内に増設した。
- 山城南医療圏における平日夜間及び休祝日の小児救急医療体制や相楽休日応急診療所による診療体制を維持した。
- 小規模保育施設の新規開設を行うなど、保育サービスの充実を図った。
- 「精華まなび体験教室」の実施地区を全小学校区に拡大し、事業を行った。
- 放課後児童クラブの利用者数の増加をうけて、平成 28 年度に新たに川西第2放課後児童クラブを設置し、定員増を図った。
- 妊娠・出産等に係る支援として、妊婦健康診査や一般不妊治療・不育治療費等の給付・助成を行った。また、医療・保育・教育等に係る経済負担の軽減として、中学校卒業までの子どもを対象とした医療費の自己負担金の一部助成や、経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、就学援助費の支給を行った。
- ひとり親家庭への支援として、ひとり親家庭の 18 歳未満の子ども等を対象に、医療費の自己負担金の助成を行った。
- 障害のある子どもの放課後・週末、及び長期休業中における学外活動の充実を図るため、各種体験活動をNPO法人に委託し、実施した。また、障害のある子どもがいる家庭に対し、相談支援事業所と連携した支援や放課後支援の充実等を図った。

目標3：地域ぐるみで子ども・子育てを見守るまち

《取組状況》

- 子どもたちの人権が尊重され、権利が保障されるよう、学校や人権擁護委員等の関係機関と連携し、啓発活動に取り組んだ。
- 平成28年度にファミリー・サポート・センターを精華町社会福祉協議会内に設置するなど、地域で気軽に子育て支援を受けられる仕組みづくりを行った。
- 子育てに悩む保護者の不安解消のため、「親子の絆づくりプログラム（BP）」や「ノーバディーズパーフェクトプログラム（NP）」の実施、「ペアレントトレーニング」の委託実施等の保護者支援プログラムの充実を図った。
- 虐待・DV等の防止のために、緊急点検や実態調査の実施、DV及びDVを含む人権啓発冊子の配布等を行った。また、虐待経験者のカウンセリング事業へのつなぎや、精華町民生児童委員協議会による町内育児サークルに対する子育て支援活動「出前ペアサポート」を行った。
- 仕事と子育て等の両立への支援として、平成29年度に京都労働局と雇用対策協定を締結し、就労支援等の雇用対策を強化した。
- 安全対策として、子どもの通学路等の安全確保やスクールヘルパー等の地域のボランティアと連携した。また、町内の2小学校区において、住民主体の避難所運営計画の作成を行うなど、地域防災体制の強化を図った。

4. 子ども・子育てを取り巻く課題と今後の方向性

課題1 子どもへの健やかな育ちへの支援

- アンケート結果から、お子さんにとって、現在又は将来的に望む支援として、「仲間と出会い、一緒に自然体験や集団遊び等いろいろな活動ができる場所」が就学前児童では5割を超えています。また、望ましい子育て支援施策について「自立し、たくましい心を持った子どもの支援」が就学前児童では平成25年度実施のアンケート調査（以下、「前回調査」という。）と比較して8.2ポイント上昇しています。また、アンケートの自由回答からは、就学前児童・小学生児童ともに「公園等の子どもの遊び場の整備・充実」を望む回答が多くみられます。子どもがのびのびと成長し、様々な活動を通じて人間関係や社会性を育む機会や場を整備することが重要です。
- 障害のある子ども、いじめや不登校等の困難を有する子ども等、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対し、個々の事情・状況に応じた適切かつ継続的な支援が求められています。

課題2 子育て家庭への支援

- 本町における女性の就業率は上昇しており、アンケート結果も前回調査と比較して、就学前児童・小学生児童の母親の就労状況はフルタイムやパート・アルバイト等が増加しています。保護者の就労状況の変化等によって予測される保育ニーズの多様化や放課後児童健全育成事業のニーズの増加を踏まえた、子育て支援サービスの充実が必要です。
- アンケート結果から、望ましい子育て支援施策について「子育てにおける経済的負担の軽減」が就学前児童・小学生児童ともに最も高くなっています。また、お子さんにとって、現在又は将来的に望む支援として、「保護者が家にいない時に子どもが安心して過ごすことができる場所やサービスの提供」、「夏休み期間等の長期の休暇中に子どもたちが学習できる場所」が就学前児童・小学生児童ともに高くなっています。保護者の就労の有無に関わらず、放課後や長期休暇中、保護者の不在時の預かりや子どもの居場所づくり等の更なる充実が求められています。

課題3 地域ぐるみで子ども・子育てを支える環境づくり

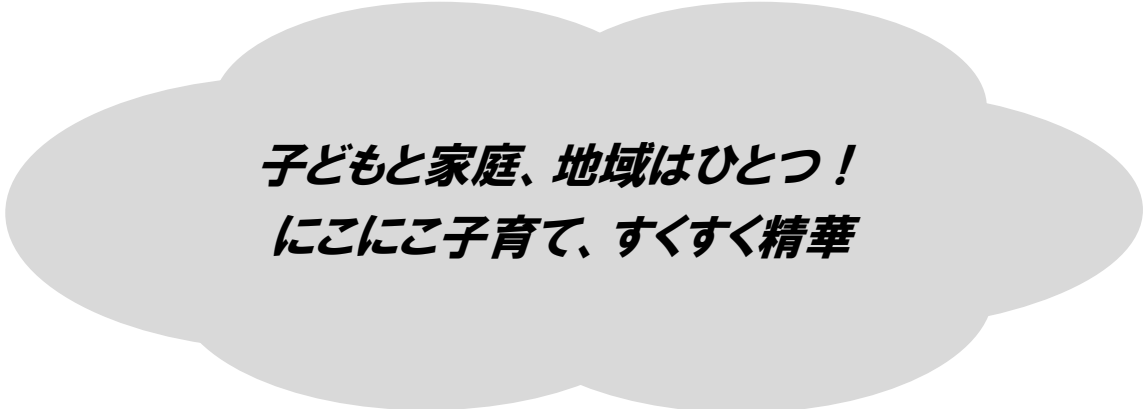
- 本町においては、核家族世帯の割合が高く、アンケート結果から、子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所がないと回答している保護者が就学前児童・小学生児童ともに約1割となっています。そのため、子育てを家庭内だけでなく、地域全体で支える必要があるという視点に立ち、「地域ぐるみの子育て」の力を高めていくことが必要です。
- 近年子どもが巻き込まれる事件・事故の多発、児童虐待等の発生が全国的な課題となっています。子ども一人ひとりの健やかな育ちを保障するためにも地域や家庭・関係機関と連携し、地域ぐるみで子どもを守り育てることの責務を担い、子ども・子育てを支える環境づくりや子どもと家庭への支援が必要です。

第3章 基本的な方向性

1. 計画の基本理念

これまで、本町では、子どもの健全な成長のために町民のすべてが力を合わせることを「こどもを守る町」宣言（昭和43年制定）として掲げ、まちづくりを進めるとともに、前回計画の基本理念である「子どもと子育てを地域社会全体で見守り、支援する」ことを目指し、基本目標や基本方針を掲げ、関連する具体的施策の展開を通じて子育てに関する様々な取組を進めてきました。

本計画においても、前回計画の基本理念と以下のキャッチフレーズを継承し、取組を推進します。



**子どもと家庭、地域はひとつ！
にこにこ子育て、すくすく精華**

2. 計画の目標

基本理念を踏まえ、本計画の目標として以下の3つのまちの姿を設定します。

目標1 子どもが健やかにのびのびと育っていけるまち

様々な生活体験を通じて、子どもが自らの心と体をのびのびと自然に成長させていけるような、「子ども」を応援するまちを目指します。

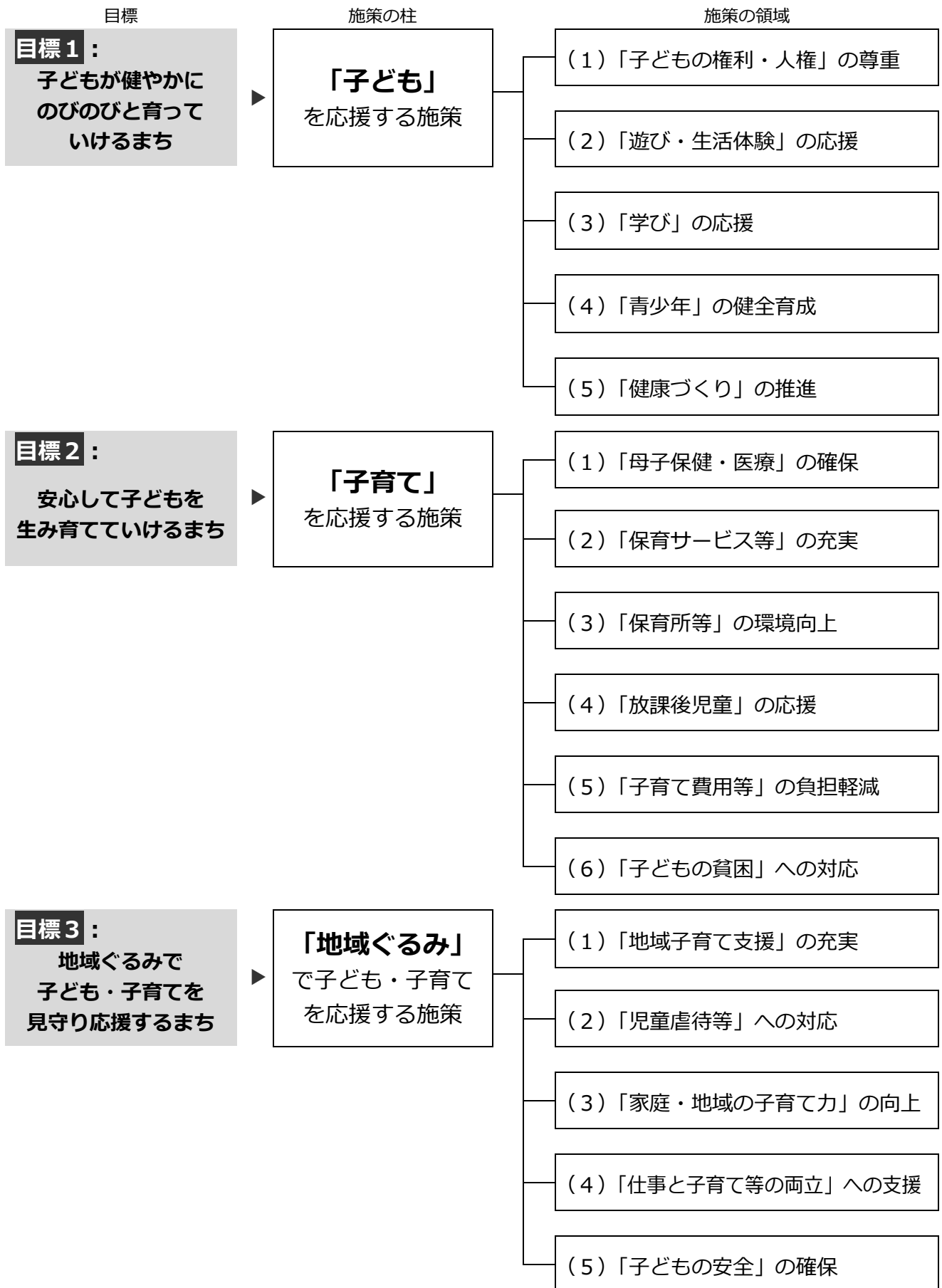
目標2 安心して子どもを生き育てていけるまち

母子保健や保育サービスの充実等により、子育て家庭の暮らしを適切に支える仕組みが充実した、「子育て」を応援するまちを目指します。

目標3 地域ぐるみで子ども・子育てを見守り応援するまち

「こどもを守る町」宣言を行っている精華町として、子どもの人権を尊重し子どもを守り育てることの責務を担い、「地域ぐるみ」で子ども・子育てを応援するまちを目指します。

3. 計画の体系



第4章 施策の展開

目標1 子どもが健やかにのびのびと育っていけるまち

●●「子ども」を応援する施策●●

施策の領域の目標

(1)「子どもの権利・人権」の尊重

目標 子どもの人権が尊重され、子ども目線のまちづくりが行われている

(2)「遊び・生活体験」の応援

目標 子どもが、地域での充実した生活体験を得て、元気に遊び、成長している

(3)「学び」の応援

目標 子どもの豊かな心と生きる力が育まれ、一人ひとりの個性が輝いている

(4)「青少年」の健全育成

目標 子ども・若者が社会との関わりを自覚しつつ、自分の能力や可能性を伸ばしている

(5)「健康づくり」の推進

目標 子どもが健康に関する正しい知識を身につけ、心身ともに健やかに成長している

(1)「子どもの権利・人権」の尊重

○子どもの権利・人権を尊重し、子どもの声に耳を傾けながら、子どもが地域社会の次の担い手として成長し、活躍することができるよう、子ども目線を尊重したまちづくりを進めます。

施策	概要
子どもの権利・人権の保障	子どもは権利の主体であるとともに、保護の対象であるという視点に立ち、子どもの意思が尊重され、権利が保障されたなかで、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりを推進します。
子どもの権利・人権に関する啓発	学校や人権擁護委員等の関係機関と連携し、子どもの権利・人権についての啓発を推進するとともに、子どもの人権 110 番等の子どもの人権等に関する相談窓口の周知を行います。
子どもの声を聞くまちづくりの推進	子ども議会の開催や様々なまちづくり活動への子どもの参画促進を図るなど、未来のまちを担う子どもを主体としたまちづくりを推進します。
子どもにやさしい施設整備の推進	子どもが利用する施設や、子どもとついでに利用する公共公益施設等について、子どもにやさしい環境づくりを進めます。

(2)「遊び・生活体験」の応援

○子どもがその心と体を育てるかけがえのない時期に、発達段階に応じて遊ぶ、いのちや食の大切さにふれる、文化・芸術に親しむ、スポーツを楽しむなどの貴重な生活体験が日常的に得られるよう努め、子ども自らによる“文化”が更に紡がれ継承されるよう図ります。

施策	概要
いのちにふれる機会の充実	地域生活や学校生活のなかで、子どもに「親性」を育む取組として、小さな子どもとのふれあい等の、生命の大切さや尊さを実感できる機会の充実を図ります。
食育の充実	「第3次精華町食育推進基本方針」に基づき、保育所・学校・家庭・地域等の連携を強化し、地産地消の活動や学校給食等を通じて、望ましい食習慣と食文化を子どもに伝える取組の充実を図ります。
文化・芸術・科学等にふれる機会の充実	学校教育や社会教育を通じて、幼少期から、子どもが様々な文化・芸術・先端の科学技術等にふれる機会の充実を図ります。
体育・スポーツ活動の充実	学校教育や社会教育における体育・スポーツ活動を推進するとともに、子ども会やスポーツクラブ等の地域におけるスポーツ活動の充実を図ります。

施策	概要
図書館を中心とした 子どもの読書活動の充実	「精華町子どもの読書活動推進計画」に基づき、図書館を中心として、児童向け図書や読み聞かせ等の児童向けサービスの充実を図るとともに、学校図書館や地域・家庭との連携を進めます。
子どもの遊び場の確保	地域の身近な遊び場としての児童公園や広場等の適切な配置・整備、里山の活用、学校教育施設や各種公共施設の地域での活用促進等、多様な子どもの遊び場の確保に取り組みます。

(3)「学び」の応援

○子ども一人ひとりの個性を尊重し、子どもが自らの持つ無限の可能性を開花させていけるよう、まちと地域社会に適切な成長環境を整え、学校・家庭・地域等が一体となって、自然観や社会観、豊かな心と生きる力を育みます。

施策	概要
就学前教育の充実	すべての子どもがその年齢に応じた適切な教育を受けられるよう、教育環境の充実を図るとともに、研修等を通じた職員の資質向上を図ります。また、幼児期の教育から小学校以降の教育へと円滑な接続が図れるよう、保幼小連携推進会議、保幼小連携推進協議会等を通じた保幼小の連携について更なる充実を図ります。
療育体系の充実	乳幼児期の療育相談から学校就学・卒業後までの支援が一貫したものとなるよう、関係機関等と連携しながら支援体制の充実を図ります。
障害のある子どもの学びの充実	障害のある子ども一人ひとりの教育的なニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行います。
障害のある子どもの多様な交流活動の実施	子どもの発達や育ちの多様性についての相互理解を深めるため、様々な交流活動の機会を作ります。
総合的な学習や体験学習等の充実	学校教育において地域の資源や人材の活用を図るとともに、自然体験、ボランティア体験、学校間の交流活動の促進等、学びの機会の充実を図ります。
「心の教育」の充実	子どもが豊かな人間性を育み、成長していける「心の教育」の充実を図ります。また、人権尊重意識の向上等を目指し、福祉教育を推進します。
教員の資質向上のための研修の充実	教員の学習指導力・生徒指導力の向上に向けて、学習指導、いじめ問題への対応等を含む専門的な指導や研修の充実を図ります。
学校・家庭・地域の連携による教育の支援	コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の推進等、地域住民等の参画による教育支援活動を促進し、地域の教育力を向上させ、子どもの学びを応援します。

(4)「青少年」の健全育成

○すべての子ども・若者が社会との関わりを自覚しつつ、自分の持つ能力や可能性を発揮できるよう、健やかな成長・発達を一人ひとりの状況に応じて総合的に支援します。

施策	概要
相談できる学校づくりの推進	いじめや不登校等、子どもや保護者の悩みを受け止め、心の健康を守るために、スクールカウンセラー等の配置により、学校における相談・指導やカウンセリング等の対応の充実を図ります。また、「精華町いじめ防止基本方針」に基づいて、町・学校・家庭・地域・その他の関係者が連携し、社会総がかりとなっていじめ問題の克服に向けて取り組みます。
青少年の居場所づくり	青少年が身近な地域において自由に集え、自主的な活動や異年齢、異世代との交流等ができる青少年の居場所づくりについて検討します。
地域における青少年の活動の場づくり	青少年健全育成協議会等による地域での青少年健全育成に係る活動を支援するとともに、地域における将来のリーダー育成等に取り組みます。また、地域ぐるみで青少年の見守りを行い、非行防止に努めます。
不登校の子どもやその家族への支援	学校等と連携し、不登校及びその傾向にある子どもやその保護者を対象とした支援体制等の充実を図ります。
ひきこもり・ニート等の子ども・若者やその家族への支援	社会生活からの孤立に伴う生活のしづらさのある子ども・若者やその家族への継続的な支援に向けたネットワークの構築を図ります。
障害のある子どもや発育が気になる子どもへの支援	保育所・幼稚園や学校等と連携し、障害のある子どもや発育が気になる子どもの早期発見及び継続的支援に取り組みます。また、障害のある子どもや発育が気になる子どもを成長段階で早期に発見し、支援を行えるよう、保護者を含め、保育士・幼稚園教諭、教職員等への研修等を通じた普及啓発を行います。
障害のある子どもとその家庭への相談支援等の実施	障害のある子どもとその家庭に対して、将来をともに描きながら行うケアマネジメント（障害児支援利用計画）のもとで、子どもと家族の自立生活を応援します。

(5)「健康づくり」の推進

○子どもが自身の健康に関する正しい知識を身につけ、心身ともに健やかに成長することができるよう家庭や学校等と連携し、子どもの健康づくりのための取組を推進します。

施策	概要
身体活動の機会の提供	「第2期精華町健康増進計画」に基づき、学校等で行うスポーツや運動だけでなく、日常生活での外遊び等を通じて、自然の中での身体活動の機会の充実を図ります。
食育の推進	「第2期精華町健康増進計画」や「第3次精華町食育推進基本方針」に基づき、「せいか365」のプロジェクトと連携を取りながら、朝食を食べる習慣や栄養バランスについて学習する機会を設け、啓発活動に努めます。また、食べ物の生産、収穫、調理体験の機会提供を図ります。
給食の充実・安全管理の徹底	「精華町学校給食基本構想」に基づき、学校給食の充実及び中学校給食の実現に向けた取組を推進します。また、保育所や学校における給食の徹底した衛生管理を行うとともに、食物アレルギー等への適切な対応が確実にできるよう取り組みます。
子どもの年齢に応じた保健の充実	喫煙、飲酒、薬物乱用やインターネット依存の防止等の健康教育や、望まない妊娠、性感染症等の性教育の充実を図るとともに、家庭への普及啓発にも努めます。

目標2 安心して子どもを産み育てていけるまち

●●「子育て」を応援する施策●●

施策の領域の目標

(1)「母子保健・医療」の確保

目 標 母子保健・医療等が整っており、安心して出産・育児ができて
いる

(2)「保育サービス等」の充実

目 標 各種の保育サービスが充実しており、安心して働き、子育てが
できている

(3)「保育所等」の環境向上

目 標 常に望ましい保育環境で、適切な保育サービスを提供している

(4)「放課後児童」の応援

目 標 各小学校区で放課後児童の居場所・活動プログラムが整ってい
る

(5)「子育て費用等」の負担軽減

目 標 子育ての経済的な負担を軽減する仕組みが適切に運用されてい
る

(6)「子どもの貧困」への対応

目 標 子どもの貧困について、適切な支援が行われている

(1) 「母子保健・医療」の確保

○子どもと母親の心身を守る取組を進めて、「母親になること」「子どもを育てること」に伴う不安の軽減に取り組みます。

施策	概要
切れ目のない母子保健サービスの充実	母子健康包括支援センターにおいて妊娠期から出産、子育て期にわたるまでの相談支援を実施し、関係機関等と連携しながら切れ目のない支援体制づくりを進めます。
産前・産後サポート事業の実施	妊娠・出産・子育てに関する悩み、不安に関して、助産師等の専門職による相談支援を実施します。
産後ケア事業の実施	退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、安心した育児への支援を行います。
発達・発育相談の充実	発達・発育が気になる子どもの保護者の不安を受け止め、子どものライフステージに応じた療育・相談支援を行うことにより、子ども一人ひとりの成長を保護者とともに見守っていきます。
「子ども医療」の充実	保健所や近隣市町村、保健・医療機関等との連携を強化し、現在の小児科や救急・夜間医療の提供体制の維持に努めるとともに、医療機関等に対する適切な情報提供を行います。
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケアが必要な子どもが、地域で必要な支援が円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉、その他の関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置に努め、安心して暮らせる体制づくりを進めます。

(2) 「保育サービス等」の充実

○「子どもを育てる」こと責任を家庭や地域で確実に担い、保育ニーズに適切に応える保育サービスや子育て中の保護者のリフレッシュの機会の提供を図ります。

施策	概要
通常保育・延長保育等の実施	町内の保育所において、保護者が平日・土曜日の日中に就労等のため保育できない子どもを保育します。また、その前後に時間を延長して保育を行います。
地域型保育事業の実施	多様な保育ニーズに応じるため、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等の地域型保育事業の充実を図ります。
一時預かりの充実	保護者の急病時の対応や育児疲れの解消等を目的とした一時預かりについて、事業の充実を図ります。
休日・夜間保育の実施	休日・夜間の保育ニーズを勘案し、広域的なサービスによる対応も視野に入れた実施を検討します。

施策	概要
産休明け保育への支援	産後休暇明けからの保育ニーズに対応できるよう、子育ての意義と社会の仕組みの両面から、望ましい支援を検討し、実施します。
病児・病後児保育の実施	病児・病後児保育室において、病児・病後児保育を実施します。
子育て短期支援事業の実施	町内の児童福祉施設において、平日の夜間や休日の保護者不在時に、子どもを一時的に預かるトワイライトステイ事業、1週間以内で子どもを預かるショートステイ事業を実施します。
利用者支援事業の実施	教育・保育施設や地域の子育て支援に関する情報提供や子育てに関する相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業を実施します。
幼児教育・保育に関する専門的人材の配置等の検討	幼児教育・保育に関する専門的な知識やスキルに基づいて、助言やその他の支援を行う人材の育成・配置や、教育・保育に関する施策を総合的に実施するための拠点整備を検討します。

(3)「保育所等」の環境向上

○増加する保育需要に応じて、保育所の待機児童数ゼロを基本とするとともに、町内の保育環境・保育の質の確保と向上に努めます。

施策	概要
保育所施設・設備の計画的な維持管理・更新	「精華町立保育所施設長寿命化計画」に基づき、既存保育所について、改修等を含めた施設・設備の計画的な維持管理・更新を図ります。
保育所運営の効率化の推進	保育所運営の効率化を図り、ニーズに応じた柔軟な保育の提供が可能となるよう、検討します。
質の高い保育士の確保	保育士の研修の充実等により、技能向上に取り組みます。また、国や府と連携し、保育士の資格取得や就職支援、職場環境や処遇改善の促進等、保育士確保対策を進めます。
教育・保育の質の確保と向上の支援	教育・保育施設が実施する自己評価、関係者評価、第三者評価等に関する必要な支援を行うことで、教育・保育の質の確保と向上を支援します。
就学前教育・小学校教育の円滑な接続と連携	幼稚園及び保育所と小学校との円滑な接続に向けて、子ども同士の交流活動や職員の合同研修を行います。
認定こども園に関する情報収集	認定こども園に関して、国や府、近隣自治体の動向を情報収集し、研究を行います。
保育所子育てサポート事業の実施	在宅を含む未就学の子どもとその保護者に対し、園庭開放等の保育所子育てサポート事業を実施し、育児相談や遊びの場を提供します。

(4)「放課後児童」の応援

○放課後や週末等において、子どもの健全育成を図るために、遊びや生活の場の確保・充実を図ります。

施策	概要
精華まなび体験教室 (放課後子供教室)の充実	精華まなび体験教室を放課後等の子どもの安心・安全な居場所として確保するとともに、文化・スポーツ活動を通じた地域住民との交流の場として充実を図ります。
放課後児童クラブの充実	放課後の子どもの遊びの場・生活の場である放課後児童クラブの運営や運営補助を行います。また、放課後児童クラブの運営基準を定め、事業の質の確保と向上に取り組みます。
児童館の活用による 子どもの健全育成の推進	子どもの放課後等の居場所及び活動拠点として児童館の活用を図り、子どもの健全育成を推進します。
放課後児童クラブ施設・設備 の計画的な維持管理・更新	既存の放課後児童クラブについて、施設・設備の計画的な維持管理・更新を図ります。
障害のある子どもの 放課後支援の充実	すべての子どもへの合理的配慮のもと、子どもたちが放課後に遊びや生活の場が得られるような環境を整備するとともに、係る支援の量と質の確保に努めます。

(5)「子育て費用等」の負担軽減

○子育てに要する経済的負担を軽減するため、幼児教育・保育の無償化の実施、各種手当、医療費助成等の適切な給付を行うとともに、一部について、国や府の助成を踏まえた町独自の給付を実施します。

○ひとり親家庭や障害のある子どものいる家庭に対して、生活実態を勘案し、経済的支援を行います。

施策	概要
妊娠・出産等に要する 経済負担の軽減	出産、不妊症や不育症の治療支援等について、制度に基づく手当の給付又は助成を行います。
医療・保育・教育等に 要する経済負担の軽減	子どもの成長・発達に伴う経済負担について、制度に基づく手当等を給付するとともに、中学校卒業までの子どもを対象に、医療費助成を行います。
ひとり親家庭への経済的支援 の実施	制度に基づく手当の支給や母子・父子家庭の医療費助成等を行います。
障害のある子どもとその家族 への経済的支援の実施	制度に基づく手当の支給や補装具・日常生活用具等を給付するとともに、障害のある子どもの医療費助成等を行います。
幼児教育・保育の無償化の 実施	幼稚園・保育所・認定こども園等に係る幼児教育・保育の無償化を実施するとともに、府の補助事業と連携し、第3子以降の子どもについては、副食費についても免除を行います。

(6)「子どもの貧困」への対応

○子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、経済的に困難を抱える家庭に対する相談支援や生活困窮からの自立支援等を行います。また、貧困の連鎖を断ち切るため、次代の親である子どもに対する支援体制を整備します。

施策	概要
ひとり親家庭への相談支援等の実施	母子・父子自立支援員等と連携し、各家庭の状況に応じて、適切な相談支援や就労支援等を行います。また、関係機関と連携し、日常生活支援事業を実施します。
生活困窮からの自立支援の推進	生活困窮の状態にある世帯の生活課題を把握し、関係機関と協力して必要な支援につなぐことができるネットワークを構築します。
生活困窮家庭の子どもへの支援の推進	すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに成長できるよう、生活困窮家庭の子どもに対して、生活支援や学習支援等を推進します。
子どもの居場所づくりの推進	関係機関との連携や府事業等の活用により、家庭や学校以外の子どもの居場所づくり事業を推進します。
学校との連携の推進	スクールカウンセラー等の配置、連携強化により、相談体制の充実、子どもの生活習慣の確立等、支援が必要な子どもの早期発見及び支援等を行い、子どもの置かれている環境の改善を図ります。
就労支援の推進	各種子育て支援事業の実施により、保護者の就業及び就労の継続を支援するとともに、労働局等の関係機関と連携した就労支援を行います。また、学校や京都わかものハローワーク等と連携し、子どもの社会的自立に向けた就労支援を行います。
子育て世帯への公営住宅の供給	公営住宅の募集において、母子世帯等の子育て世帯等に対して、公営住宅の入居を支援します。
絆ネットワークの強化	福祉総合支援チームを中心に課題を受け止めて各機関につなぐことができるよう、福祉、医療、保健、雇用・就労、産業、教育、多文化共生等、多岐にわたる連携の強化を図ります。
子どもの貧困に対する周知啓発の推進	研修等の機会を活用し、子どもの貧困に関する周知啓発を行い、関係機関や団体が子どもの貧困は社会全体で取り組むべき課題であるという認識のもと、各取組を行うことができるような環境づくりを推進します。

目標3 地域ぐるみで子ども・子育てを見守り応援するまち

●●「地域ぐるみ」で子ども・子育てを応援する施策●●

施策の領域の目標

(1)「地域子育て支援」の充実

目 標 各地域での子育て支援体制があり、様々な交流活動が活発に展開されている

(2)「児童虐待等」への対応

目 標 児童虐待やDVを未然に防ぎ、あるいは、早期に対応している

(3)「家庭・地域の子育て力」の向上

目 標 家庭や地域の、子どもを教育する力が高まっている

(4)「仕事と子育て等の両立」への支援

目 標 子育てを応援する企業が増え、子育てと仕事を両立できる環境が整っている

(5)「子どもの安全」の確保

目 標 子どもに関わる施設とその周辺の安全が確保され、防犯・防災対策が充実している

(1)「地域子育て支援」の充実

○地域における子育て支援体制の充実を図るとともに、小地域ごと、また、まちぐるみの子育て支援・子育て交流活動の促進を図ります。

施策	概要
子ども・子育てへの住民理解の促進	あらゆる立場の人が子ども・子育て支援の重要性を理解し、それぞれの役割に応じて子ども・子育て支援に関わるよう促します。
子育て支援拠点施設の整備	切れ目のない保健・子育て支援サービスの提供、情報受発信、相談支援、住民交流活動支援等の機能を備えた健康総合拠点施設と子育て支援拠点施設の一体的な整備を進めます。
地域子育て支援体制の充実	子育て支援センター等の地域子育て支援拠点において、子育てに関する情報提供や相談対応の実施、親子のふれあいや子ども・親同士の交流の場を提供するとともに、子育て地域パートナー等、地域における子育ての協力者の養成と活動促進に取り組みます。
子育て交流活動の促進	育児サークル等の子育てに係る団体の活動支援を行うとともに、団体間や多世代交流サロン等の様々な場における交流の促進を図ります。
地域におけるサポート事業の実施	子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が登録し、援助活動を展開するファミリー・サポート・センターや各団体が行う子育てサポート事業の支援を行います。また、地域におけるサポート事業について周知啓発を図り、協力者等の確保に努めます。
外国につながる子ども※とその家庭への支援	外国につながる子どもやその家庭が円滑に教育・保育を利用できるよう、通訳ボランティア等の派遣による通訳・翻訳支援や子どもの学習支援、日本文化の紹介等の多文化共生に向けた支援を行います。
地域共生型サービスによる子どもの保育・居場所づくり	小規模で家庭的な雰囲気の中、子ども・高齢者・障害のある人等、様々な人に開かれた地域の居場所づくりを検討します。

※外国につながる子ども…外国籍の子どもや両親が国際結婚した子ども等

(2)「児童虐待等」への対応

○児童虐待・DVは、子どもや被害者、更には加害者までもが心と体に深い傷を残すという、あってはならないことです。相談支援体制の充実や地域・関係機関との連帯の強化によって児童虐待の未然防止を図るとともに、早期発見及び適切な早期対応に向けた体制強化を図ります。

施策	概要
児童虐待・DV等についての意識啓発の充実	「なにが虐待か」「なにがDVか」という基本認識に関する広報をはじめとして、児童虐待・DVの予防と早期発見、早期対応に取り組みます。また、幼稚園・保育所・学校・医療関係機関・地域等と連携し、体罰によらない子育ての意識啓発を行います。
虐待の未然防止に向けた取組の実施	親子の絆づくりプログラム(BP)やノーバディーズパーフェクトプログラム(NP)を実施し、子育てに悩む保護者への支援を通じた虐待の未然防止を図ります。また、乳児家庭全戸訪問事業の実施や乳幼児健診未受診者等の把握等を通じて、支援を必要とする家庭の早期発見・虐待の未然防止に努めます。
子育て訪問相談の実施	民生委員・児童委員等が、専門職と連携して子育て家庭を訪問し、地域の身近な相談相手として、子育てに関する不安の解消に努め、児童虐待・DV等の予防につなげます。
児童虐待・DV等の対策ネットワークの強化	精華町要保護児童対策地域協議会を中心として、関係機関と連携を図りながら、連絡・相談・対策のネットワークを強化するとともに、児童虐待・DV等に対応する職員の資質向上等により、対策の強化に取り組みます。
要配慮家庭の自立支援	虐待を受けた子ども等の社会的養護が必要な子どもに対して、児童相談所等の専門機関や地域の関係者と連携したケアに努めるとともに、家族が再び自立できるよう促し、長期的な支援に努めます。
虐待等経験者の出産・育児不安の解消支援	虐待等の被害・加害を経験した人が、出産・子育てにおいて感じる不安に対して、適切な相談やカウンセリングを提供できる体制を確保し、虐待等の予防に努めます。
子ども家庭総合支援体制の整備促進	すべての子どもとその家庭及び妊産婦等に対し、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援及び要支援児童等に対する支援の強化に向けて、子ども家庭総合支援拠点の設置等、子ども家庭総合支援体制の整備を進めます。

(3)「家庭・地域の子育て力」の向上

- 家庭は、深い愛情の結びつきを前提とした日常生活の基礎単位として、人間関係の基本となる親子の絆を成立させていく場であり、教育の基盤となる場でもあります。このような家庭の力の向上を促します。
- 地域の子育て力を高めることにより、家庭と地域がともに子育てに関わるまちづくりを目指します。

施策	概要
家庭・地域の教育力の向上	家庭や地域の子どもに対する教育力の向上のため、子育て教室や講演会、地域子育て講座等の子育て学習の機会や地域で学校教育を支援する体制の充実を図ります。
子ども・子育てを見守る地域力づくり	地域のすべての人が子どもや子育て家庭に対して、日常的にあいさつや声かけができる地域を目指し、「地域全体で子育て」を行う意識づくりを進めます。
家庭における子どもとの関わり方に関する支援の実施	子どもへの関わり方に悩んでいる保護者や発達が気になる子どもの保護者等に対し、子どもへの関わり方を学び、より良い親子関係の構築を目指すペアレントトレーニング等、「精華町こころとからだの発達サポート事業」を実施します。

(4)「仕事と子育て等の両立」への支援

- ワーク・ライフ・バランスを自らの意思で選択できる、男女共同参画の地域社会をつくっていくため、啓発等を通じて企業に子育ての応援や支援を広く求めるとともに、国や府の関係機関等を活用し、子育て中からのリカレント支援、就労支援に取り組みます。

施策	概要
子育てしやすい職場環境づくりの促進	国や府、関係機関と連携して、男女を問わず、育児休業制度等の利用促進・子育てへの企業理解・協力についての普及啓発を推進します。また、国や府等による出産や子育てで離職した女性の雇用や仕事と家庭の両立に関する支援策について、企業等に対し情報提供を行い、活用の促進を図ります。
リカレント・再就職に関する相談支援の実施	出産や子育て等により離職した人の再就職を支援するため、ハローワークや府等が実施するリカレントや再就職に係る相談支援・職業あっせん等の情報提供を行います。
男女共同参画の推進	「精華町第2次男女共同参画計画」に基づき、家庭や職場における男女共同参画を推進するとともに、父親の育児参加の促進を図るため、男性のパパママ教室への参加促進や、男性に対する料理教室の実施等、父親を対象とした取組を実施します。

(5)「子どもの安全」の確保

○交通事故や犯罪、災害等から子どもを守ることは大人の責務であり、「子どもの安全をつくる」「子どもが自らの身を守る力を育む」視点から、地域で一丸となった取組を進めます。

施策	概要
交通安全・事故防止対策の充実	警察やスクールヘルパー等の地域のボランティアと協力・連携し、交通安全施設の整備等の事故防止対策を推進するとともに、子ども・保護者・関係者への情報提供や意識啓発を行います。また、定期的に未就学児の園外活動に関する経路や通学路等の定期的な点検・安全確保を行います。
地域防犯体制の強化	子どもを「安全管理しやすい環境に閉じ込める」のではなく、「地域の安全を地域で守る」ことを前提とし、地域防犯体制を強化するとともに、スクールヘルパーや関係機関と連携し、子どもに対する防犯指導の充実を図ります。
地域防災体制の強化	地域防災への意識を高めるための取組を実施するとともに、乳幼児・妊産婦が安全に避難できるような取組を進めます。

第5章 量の見込みと提供体制

1. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育に係る主な事業の量の見込みや確保量を設定するにあたって、「教育・保育提供区域」の設定が定められています。本町では前回計画において、自治体規模及び教育・保育ニーズに対して町内全域で柔軟に対応してきた経緯を踏まえて、町内全域の1区域を「教育・保育提供区域」として設定しました。令和元年度現在、本町では1区域を前提として事業を推進しており、今後もその方針を引き継ぐものとして、本計画においても「教育・保育提供区域」を町内全域の1区域とします。

2. ニーズ量の見込みと確保方策

本計画では、平成30年度に実施した「精華町 子育て支援に関するアンケート調査」及び事業の利用実績、本町の状況等を踏まえてニーズ量の算出を行いました。

(1) 幼児期の学校教育・保育

■ 認定区分と対象児童・施設

認定区分	対象児童	対象施設
1号認定	3～5歳の学校教育を希望する就学前の子ども	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育所・認定こども園 地域型保育事業

① 1号認定（2号認定教育利用希望含む）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量(人)	450	422	383	362	343
②確保量(人)	450	422	383	362	343
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	450	422	383	362	343
②－①	0	0	0	0	0

② 2号認定

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量(人)	525	514	485	477	472
②確保量(人)	525	514	485	477	472
特定教育・保育施設	525	514	485	477	472
②-①	0	0	0	0	0

③-1 3号認定(0歳)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量(人)	34	33	32	32	30
②確保量(人)	34	33	32	32	30
特定教育・保育施設	30	29	28	28	26
特定地域型保育事業	4	4	4	4	4
②-①	0	0	0	0	0

③-2 3号認定(1~2歳)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量(人)	276	281	288	295	301
②確保量(人)	276	281	288	295	301
特定教育・保育施設	252	257	264	271	277
特定地域型保育事業	24	24	24	24	24
②-①	0	0	0	0	0

■3号認定の子どもの保育利用率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定確保方策(人)	343	343	343	343	343
0~2歳児人口推計(人)	770	748	730	710	689
保育利用率	44.5%	45.9%	47.0%	48.3%	49.8%

【確保方策】

- 1号認定については、既存の私立幼稚園3園で確保します。
- 2号認定については、既存の公立保育所5か所で確保します。
- 3号認定については、既存の公立保育所5か所及び小規模保育事業所2か所で確保します。
- 幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保と、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付を行います。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援に関する事業

事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供と、必要に応じて相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整等を行う事業。				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量(か所)	2	2	2	2	2
②確保量(か所)	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0
確保方策	令和元年度現在、基本型を1か所(子育て支援センター)、母子保健型を1か所(母子健康包括支援センター)設置しており、子育て家庭のニーズに応じながら、引き続き実施していきます。				

② 延長保育事業

事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量(人)	487	470	446	432	419
②確保量(人)	487	470	446	432	419
②-①	0	0	0	0	0
確保方策	令和元年度現在、公立保育所5か所、小規模保育事業所2か所において、延長保育を実施しています。提供体制は現状で確保できており、今後も引き続き実施していきます。				

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量(人)	672	680	703	710	715
1年生	161	161	180	164	166
2年生	155	161	161	180	164
3年生	151	149	155	155	173
4年生	113	113	111	116	116
5年生	67	66	66	65	67
6年生	25	30	30	30	29
②確保量(人)	672	680	703	710	715
②-①	0	0	0	0	0
確保方策	令和元年度現在、公営 10 か所、民営2か所において事業を実施しています。必要要件を満たした上で、提供体制は現状で確保できており、今後も引き続き実施していきます。				

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等を利用し、必要な保護を行う事業。				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量(人日)	73	70	67	65	63
②確保量(人日)	73	70	67	65	63
②-①	0	0	0	0	0
確保方策	令和元年度現在、町内の児童養護施設1か所で事業を実施しています。提供体制は現状で確保できており、今後も引き続き実施していきます。				

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握・助言等を行う事業。				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量(人)	234	228	222	216	209
②確保量(人)	234	228	222	216	209
②-①	0	0	0	0	0
確保方策	令和元年度現在、乳児のいるすべての家庭を対象として、訪問を実施しています。提供体制は現状で確保できており、今後も引き続き実施していきます。				

⑥ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要	<p>【養育支援訪問事業】 養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。</p> <p>【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関の連携強化を図る取組を実施する事業。</p>				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量(家庭)	43	42	40	38	37
②確保量(家庭)	43	42	40	38	37
②-①	0	0	0	0	0
確保方策	<p>【養育支援訪問事業】 令和元年度現在、養育支援が必要な家庭に対する居宅訪問を実施しています。提供体制は現状で確保できており、今後も引き続き実施していきます。</p> <p>【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】 要保護児童の支援状況等に係る進捗管理を行う実務者会議を定期的開催するとともに、構成員の専門性強化を目的とした実務者研修を実施しています。提供体制は現状で確保できており、今後も引き続き実施していきます。</p>				

⑦ 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互に交流できる場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量(人回)	11,043	10,727	10,469	10,182	9,881
②確保量(人回)	11,043	10,727	10,469	10,182	9,881
②-①	0	0	0	0	0
確保方策	令和元年度現在、センター型1か所、ひろば型2か所で事業を実施しています。提供体制は現状で確保できており、今後も引き続き実施していきます。				

⑧-1 一時預かり事業(幼稚園型)

事業概要	幼稚園における在園児を対象として、教育標準時間の前後に預かり保育を行う事業。				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量(人日)	7,176	6,889	6,388	6,175	5,998
②確保量(人日)	7,176	6,889	6,388	6,175	5,998
②-①	0	0	0	0	0
確保方策	令和元年度現在、町内私立幼稚園3園で預かり保育を実施しています。提供体制は現状で確保できており、今後も引き続き実施していきます。				

⑧-2 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

事業概要	【一時預かり事業（幼稚園型を除く）】 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。 【子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】 保護者の就労等の理由により、平日の夜間又は休日に家庭において養育を受けることが困難となった児童について、児童養護施設等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量（人日）	2,910	2,937	2,915	2,956	3,002
②確保量（人日）	2,910	2,937	2,915	2,956	3,002
一時預かり事業（幼稚園型を除く）	2,910	2,937	2,915	2,956	3,002
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
②-①	0	0	0	0	0
確保方策	【一時預かり事業（幼稚園型を除く）】 令和元年度現在、公立保育所2か所、小規模保育事業所1か所で事業を実施しています。子育て家庭のニーズに応じながら引き続き実施していきます。 【子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】 令和元年度現在、町内の児童養護施設等2か所で事業を実施しています。提供体制は現状で確保できており、今後も引き続き実施していきます。 ※近年の利用実績がないため、確保量は「0」としています。				

⑨ 病児・病後児保育事業

事業概要	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業。				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量（人日）	44	43	42	40	39
②確保量（人日）	44	43	42	40	39
②-①	0	0	0	0	0
確保方策	令和元年度現在、病児・病後児保育室1か所で事業を実施しています。提供体制は現状で確保できており、今後も引き続き実施していきます。				

⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（未就学児・就学児））

事業概要		乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量(人日)		535	610	673	736	800
	未就学児	416	466	503	546	588
	就学児	119	144	170	190	212
②確保量(人日)		535	610	673	736	800
	未就学児	416	466	503	546	588
	就学児	119	144	170	190	212
②-①		0	0	0	0	0
確保方策		令和元年度現在、町内1か所で事業を実施しています。利用数の増加に対応するため、援助会員の養成講座を行い提供体制の確保に努めます。				

⑪ 妊婦に対して健康診査を実施する事業

事業概要		妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量	(人)	337	328	319	309	301
	(人回)	3,064	2,984	2,903	2,809	2,742
②確保量	(人)	337	328	319	309	301
	(人回)	3,064	2,984	2,903	2,809	2,742
②-①		0	0	0	0	0
確保方策		令和元年度現在、国が示す妊婦健診の実施に関する「望ましい基準」を満たして実施しています。提供体制は現状で確保できており、今後も引き続き実施していきます。				

※(人)…年度における妊婦健診受診の実人数

(人回)…年度における妊婦健康診査の基本健診1～14回の受診延件数(受診券方式、助成方式含む)

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事の参加に要する費用等を助成する事業。
確保方策	現在、該当事業は実施していませんが、国や近隣自治体の動向、本町の状況を踏まえながら、事業の実施について検討します。

⑬ 多様な主体の参入促進事業

事業概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。
確保方策	現在、該当事業は実施していませんが、国や近隣自治体の動向、本町の状況を踏まえながら、事業の実施について検討します。

第6章 精華町第2期放課後子ども総合プランに係る 行動計画

1. 新・放課後子ども総合プランについて

平成30年9月、すべての小学生児童の安心・安全な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の推進を目指し、文部科学省及び厚生労働省が「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。具体的には、令和5年度末までに放課後児童クラブについて約30万人分の整備を図るとともに、全国すべての小学校区において、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型として実施することを目標としています。また、各市町村は上記目標達成に向けた行動計画を策定する必要があります。

- ※一体型・・・ 放課後児童クラブと放課後子供教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子供教室開催時に共通のプログラムに参加できるもの。
- ※連携型・・・ 放課後児童クラブと放課後子供教室の活動場所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあつて、放課後子供教室が実施する共通のプログラムに、放課後児童クラブの児童が参加できるもの。

2. 本町における実施状況（平成30年度末時点）

（1）放課後児童クラブ

○12か所設置（うち公営10か所（小学校内）、民営2か所（小学校外））しており、町内すべての小学校区で実施しています。

（2）放課後子供教室

○精華まなび体験教室を各小学校区に設置し、年に数回、地域の方々の協力を得て、小学校施設を活用した文化活動やスポーツ活動等を実施しており、町内すべての小学校区で実施しています。

3. 本町の行動計画（令和5年度末に達成されるべき目標）

（1）放課後児童クラブ

○平成30年度末時点で、町内すべての小学校区で実施しており、今後も引き続き実施していきます。

（2）一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室

○平成30年度末時点で、町内すべての小学校区で実施しており、今後も引き続き実施していきます。

（3）放課後子供教室

○平成30年度末時点で、町内すべての小学校区で定期的開催しており、今後も各教室月1回の開催を目指し、引き続き実施していきます。

（4）放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な又は連携による実施に関する具体的な方策

○放課後児童クラブの支援員と精華まなび体験教室（放課後子供教室）のコーディネーター等が連携し、プログラムの内容・実施日等を検討できるよう、打合せの場を設けます。

（5）小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

○地域で子どもを育てる連絡協議会等において、余裕教室の活用状況等について協議を行い、更なる利用の促進を図ります。

○精華まなび体験教室（放課後子供教室）実施日には、特別教室、体育館、校庭、図書館等の更なる一時利用の促進を図ります。

（6）放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

○総合教育会議等を活用し、総合的な放課後対策について教育委員会と福祉部局の連携について協議します。

（7）特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

○特別な配慮を必要とする児童について、小学校と適宜情報共有し、対応を行います。また、子どもの食物アレルギー等についても把握し、間食提供時の対応を行います。

(8) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

○平成 30 年度末時点で、町内すべての小学校区で平日午後 7 時までの利用時間延長を行っており、今後も引き続き実施していきます。

(9) 放課後児童クラブの役割を更に向上させていくための方策

○放課後児童クラブが、単に子どもを放課後に預かるだけでなく、社会性の習得や発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るという役割があるということを踏まえ、放課後児童支援員の研修を実施し、支援員の資質向上を図ります。

(10) 放課後児童クラブの内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

○町のホームページや広報誌を活用し、放課後児童クラブの内容に関する周知を行います。

第7章 計画の推進に向けて

この計画は、精華町全体で子どもと子育てを応援するものであり、計画したそれぞれの内容を適切かつ確実に進めていくためには、以下の点が重要となります。

■ 子育てを“他人事”にしない

住民には、夫婦間・親同士・地域住民同士等の関係において、互いに手を差し伸べ合い、子どもと子育てについてもう一步を進めた“心がけ”が望まれます。

- 家庭や地域における子どもを養育・監護する機能の低下が叫ばれているなか、私たちは再び、あるいは新しい形で、その機能を回復していかなくてはなりません。
- そのためこの計画には、すべてのおとなが子どもの人格と権利を尊重することを前提とし、“子どもと子育ての孤立”を生まない地域社会を形づくっていくための諸施策を盛り込んでいます。

■ 男女がともに取り組む

精華町には、男女共同参画社会を支えるための保育サービス等の充実、また、国際的な文化・学術・産業の集積を踏まえた先進的な取組展開を図ることが望まれます。

企業には、育児・介護休業制度の定着や労働時間の短縮・弾力化等、子育てをしやすい職場づくりをしていくことが求められます。

- 私たちが実際に就労と子育てを両立させることは、現実的にはなかなかハードルが高くなっていますが、そのハードルを少しでも低くしていくための努力や、子育てと仕事の双方に対して一層の男女共同参画を進めていく努力を欠かすことはできません。

■ 計画の進行を管理する

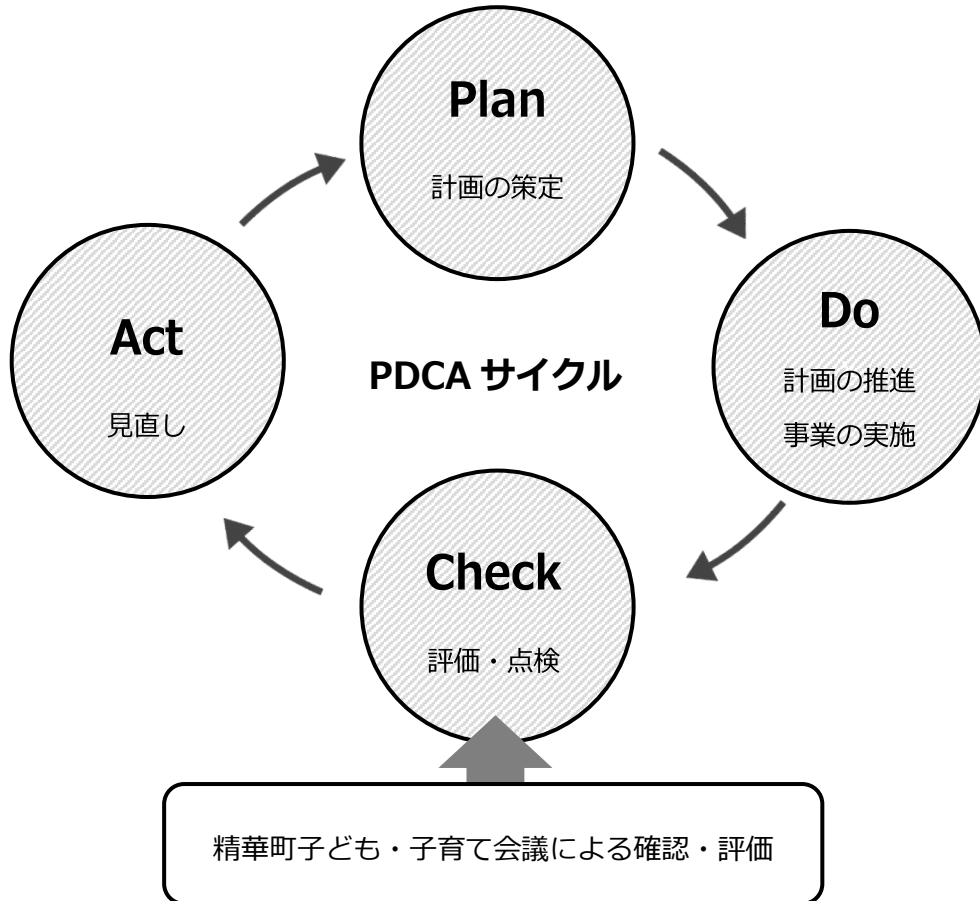
計画には、施策の目標とその達成を評価するための指標を設定しており、これを地域で共有することで、計画の確実な推進、また、次期計画策定の基礎としていきます。

- 教育・保育提供区域における事業実施計画では、子ども・子育て家庭等を対象とする各事業のニーズ量の見込みを設定し、これらを適切に確保していくための方策を整備することで、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を図っていくこととします。
- この計画は、精華町子ども・子育て会議による実施状況の調査・審議等を通じ、継続的に点検・評価・見直しを行っていくこととします。

1. 計画の進行管理

- 本計画は、住民、ボランティア、NPO、関係機関・団体、サービス提供事業者、企業等、地域で活動するあらゆる行動主体と行政との協働のもとで、計画の推進を図っていく必要があります。
- 計画の進行管理については、庁内において年度ごとに計画の進捗状況を把握し、精華町子ども・子育て会議からの適切な評価を得ながらPDCAサイクルに基づき行います。

■計画の進行管理



2. 圏域・京都府との連携・協調

- サービス調整や福祉人材の育成・確保、国への要望等、山城南圏域や京都府との調整・連携により取り組むべき事柄については、情報共有等を密に図りながら協調して対応します。

資料編

1. 計画の策定経過

年 月 日	内 容
平成31年 1月17日(木)	平成30年度 第2回精華町子ども・子育て会議 ◇精華町 子育て支援に関するアンケート調査票の検討
平成31年 2月14日(木)～ 2月28日(木)	精華町 子育て支援に関するアンケート調査の実施
令和元年 5月28日(火)	令和元年度 第1回精華町子ども・子育て会議 ◇精華町子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査結果の報告について ◇関係団体向けヒアリング等の実施について
令和元年 8月22日(木)	令和元年度 第2回精華町子ども・子育て会議 ◇精華町子ども・子育て支援事業計画評価等について ◇精華町第2期子ども・子育て支援事業計画骨子案について ◇幼保無償化について
令和元年 10月30日(水)	令和元年度 第3回精華町子ども・子育て会議 ◇精華町第2期子ども・子育て支援事業計画素案について ◇利用料等について
令和元年 11月29日(金)	令和元年度 第4回精華町子ども・子育て会議 ◇精華町第2期子ども・子育て支援事業計画案について
令和2年 1月22日(水)～ 2月21日(金)	パブリックコメントの実施
令和2年 2月28日(金)	令和元年度 第5回精華町子ども・子育て会議 ◇精華町第2期子ども・子育て支援事業計画案について

2. 精華町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日

条例第 35 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、精華町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、15 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 児童福祉、教育等に関する団体を代表する者
- (4) 町民から公募する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選でこれを定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 子育て会議の庶務は、健康福祉環境部子育て支援課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される会議は、第 6 条の規定にかかわらず、町長が招集する。

3. 精華町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、順不同)

区 分	名 前	関係機関等名
第1号委員	○ 早樫 一男	社会福祉法人盛和福祉会 児童養護施設 京都大和の家
第2号委員	平成30年度 山内 俊和	京都府山城南保健所
	令和元年度 前田 潤	
第2号委員	岩崎 裕之	精華町教育委員会
第3号委員	～令和元年度6月 村瀬 由美子	社会福祉法人精華町社会福祉協議会
	令和元年度7月～ 福味 加世子	
第3号委員	飯田 智香子	精華町民生児童委員協議会
第3号委員	堀井 由博	一般社団法人相楽医師会精華班
第3号委員	平成30年度 波尻 寛之	精華町小中学校校長会（精華台小学校）
	令和元年度 北村 伸二	
第3号委員	◎ 谷口 偉	精華町内幼稚園（光が丘幼稚園）
第3号委員	山口 日奈子	精華町内保育所（せいかだい保育所）
第3号委員	田中 智美	精華町子育て地域パートナー連絡協議会
第3号委員	地主 明広	特定非営利活動法人 そら
第3号委員	平成30年度 竹内 円美	精華町PTA連絡協議会
	令和元年度 圖子 真里	
第3号委員	北村 恵美	精華町支援学校生親の会
第4号委員	大西 史万子	公募委員

※◎:委員長、○:副委員長

**子どもと家庭、地域はひとつ！
にこにこ子育て、すくすく精華**

【精華町児童育成計画 精華町第2期子ども・子育て支援事業計画】

発行：精華町

編集：健康福祉環境部 子育て支援課

〒619-0285 京都府相楽郡精華町南稲八妻北尻 70


TEL：0774-95-1917 FAX：0774-95-3974

E-Mail：kodomom@town.seika.lg.jp

発行年月：令和2（2020）年3月



精華町



まも まち せんげん
「こどもを守る町」宣言
(昭和43年制定)

せいしょうねん じ だい にな て けんぜん せいちょう
青少年は次代の担い手であり、その健全な成長
ちやうみん ねが
は町民すべての願いである。

ほんちやう
本町は、ここに「こどもを守る町」であることを
せん げん ちやうみん ねつ い かつしきやう
宣言し、町民すべての熱意を結集して、その目的
たつ せい どりよく
達成のために努力する。